

三重県三重海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1号	伊曽島漁業協同組合 赤須賀漁業協同組合	桑名郡木曾岬町木曾川から愛知県弥富市鍋田川に至る地先	次の基点1、イ、ウ、エ、基点2の各点を順次結んだ直線及び基点3・才間の最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 基点1 桑名郡木曾岬町鍋田川尻国界測標(同町大字源線輪中199番地内町道(上藤里・源線)上の漁業権基標) 基点2 桑名市長島町浦安木曾川突堤もと測標 基点3 桑名市長島町殿名木曾川堤防上旧石標 ア 1から69度27分の方位線と対岸との交点 イ 1とアを結ぶ直線の中央点 ウ イから147度10分6.931メートルの点 エ 2から147度30分4.755メートルの点 オ 3から62度58分40秒の方位線と対岸の交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 あさり漁業 いそじみ漁業 かき漁業 しじみ漁業 とりかがい漁業 はかがい漁業 はまぐり漁業 まてがし漁業 おこのり漁業 えむし漁業 すなもぐり漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 建干網漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	木曾岬 伊曽島 赤須賀 大島 城南	
共第2号	伊曽島漁業協同組合 赤須賀漁業協同組合	桑名市町屋川から桑名市長島町に至る地先	次の基点1、イ、ウ、エ、基点3の各点を順次結んだ直線並びに基点2・才間の最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 基点1 桑名市大字福地町屋川左岸漁業権基標 基点2 桑名市住吉町住吉神社鳥居脇漁業権基標 基点3 桑名市長島町伊曽島(浦安)木曾川突堤もと測標 ア 1から238度30分の方位線と対岸との交点 イ 1とアを結ぶ直線の中央点 ウ イから150度30分4.750メートルの点 エ 3から147度30分4.755メートルの点 オ 2から46度59分40秒の方位線と対岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 あさり漁業 いそじみ漁業 かき漁業 しじみ漁業 とりかがい漁業 はかがい漁業 はまぐり漁業 あおりのり漁業 おこのり漁業 えむし漁業 すなもぐり漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つぼ網漁業 建干網漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 4月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	木曾岬 伊曽島 赤須賀 大島 城南	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第3号	四日市市漁業協同組合	四日市市から三重郡川越町までの地先	次のウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、ニ、ウを順次結んだ直線によって囲まれた区域及びノ、タ、チ、ツ、ソを順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 四日市市大字羽津三重橋中央 基点2 桑名市本字福地町屋川右岸漁業権基標 基点3 川越町大字雷福崎東側堤防上(地方名三角点) ア 1から112度22分3.885メートルの点 イ 1から112度22分4.226メートルの点 ウ タからイ見通し線上1.068メートルの点 エ テから133度37分3.484メートルの点 オ テから140度48分3.576メートルの点 カ テから142度47分3.179メートルの点 キ サからイ見通し線上841メートルの点 ク サから 87度30分 890メートルの点 ケ サから 96度18分 668メートルの点 コ サからイ見通し線上601メートルの点 サ 1から 86度40分3.240メートルの点 シ スから280度00分1.100メートルの点 ス セから 10度00分 240メートルの点 セ アから 17度40分 290メートルの点 ソ タからイ見通し線上853メートルの点 タ ナから150度30分4.750メートルの点 チ ナから150度30分4.340メートルの点 ツ チから268度 5分 888メートルの点 テ 3から218度30分の方位線と対岸との交点 ト 2から238度30分の方位線と対岸との交点 ナ 2とトを結ぶ直線の中央点 ニ タからイ見通し線上3.725メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 あさり漁業 とりがい漁業 ばかがい漁業 (第二種共同漁業) かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 7月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	川越 富洲原 富田	
共第4号	四日市市漁業協同組合	鈴鹿市四日市市界から四日市市海蔵川に至る地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チを順次結んだ直線、基点3と基点4及び基点2とツを各々結んだ直線並びに基点1・7間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鈴鹿市・四日市市界石標 基点2 四日市市桶町南五味塚鈴鹿川派川右岸堤防曲角 基点3 四日市市大字塩浜磯津橋北端 基点4 四日市市大字塩浜磯津橋南端 基点5 四日市市大字塩浜旭堤基部 基点6 四日市市大字羽津三重橋中央 基点7 四日市市石原町鈴鹿川左岸建設省管理境界杭 ア 1から103度40分4.000メートルの点 イ 6から112度22分4.226メートルの点 ウ 6から112度22分3.885メートルの点 エ 6から114度00分3.860メートルの点 オ 6から116度10分2.750メートルの点 カ 6から118度45分2.840メートルの点 キ 6から130度23分2.260メートルの点 ク 5から 4度20分 850メートルの点 ケ 5から 25度00分 588メートルの点 コ 5から 73度30分1.490メートルの点 サ 5から 99度00分1.390メートルの点 シ 5から100度 8分1.012メートルの点 ス 5から139度35分1.372メートルの点 セ 7から 69度52分 451メートルの点 ソ 7から137度 7分 588メートルの点 タ 7から177度10分 486メートルの点 チ 7から245度28分 5メートルの点 ツ 2から4度40分の方位線と対岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 あさり漁業 いそしじみ漁業 しじみ漁業 とりがい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 すなもぐり漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	四日市 磯津 桶町	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第5号	鈴鹿市漁業協同組合	四日市市鈴鹿市界から鈴鹿市津市界までの地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、カ、基点5の各点を順次結んだ直線、キと基点3、クと基点2を各々結んだ直線並びに基点1・5間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鈴鹿市・四日市市界石標 基点2 鈴鹿市南若松町千代崎橋南端 基点3 鈴鹿市白子一丁目新紅屋橋北西端 基点4 鈴鹿市白子町、同市磯山町界石標 基点5 鈴鹿市磯山中ノ川左岸堤防南角標柱(建設海岸基標) 基点6 津市河芸町千里中ノ川口標柱 ア 1から103度40分4,000メートルの点 イ 4から123度50分4,000メートルの点 ウ エから127度20分4,200メートルの点 エ 5から172度50分 150メートルの点 オ 5から205度00分 15メートルの点 カ 5と6を結ぶ直線とエからオ見通し線との交点 キ 3から128度50分の方位線と対岸との交点 ク 2から 39度40分の方位線と対岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 あさり漁業 とりがい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	鈴鹿市	
共第6号	白塚漁業協同組合	鈴鹿市津市界から津市藤方町までの地先	次の基点2、ア、ウ、エ、オ、基点11の各点を順次結んだ直線、基点10、カ、キ、クの各点を順次結んだ直線、基点7と基点8、基点5と基点6、基点3と基点4を各々結んだ直線並びに基点10・11間、基点8・ク間、基点6・7間、基点4・5間、基点2・基点3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鈴鹿市磯山中ノ川左岸堤防南角標柱(建設海岸基標) 基点2 津市河芸町千里中ノ川口標柱 基点3 津市江戸橋志登茂川国道23号線江戸橋北詰下流端 基点4 津市上浜町志登茂川国道23号線江戸橋南詰下流端 基点5 津市島崎町安濃川安濃津橋北詰下流端 基点6 津市住吉町安濃川安濃津橋南詰下流端 基点7 津市寿町岩田川阿古木橋北詰下流端 基点8 津市船頭町津興岩田川阿古木橋南詰下流端 基点9 津市柳山津興津港岩田川南防波堤灯台 基点10 津市柳山津興津港中道北371、阿漕浦海岸防上の基標 基点11 津市藤方町字林跡・同町宇東高砂界境松 ア 1と2を結ぶ直線とウからイ見通し線との交点 イ 1から205度00分 15メートルの点 ウ 1から172度50分 150メートルの点 エ ウから127度20分4,200メートルの点 オ 11から 70度50分4,000メートルの点 カ 10から103度50分 334メートルの点 キ クから190度00分 250メートルの点 ク 9から235度00分 64メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 いそしみ漁業 しじみ漁業 とりがい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 すなもぐり漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	河芸町 白塚 津	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第7号	松阪漁業協同組合	津市香良洲町雲出川(新川)から津市藤方町までの地先	次の基点2、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点8を順次結んだ直線、クと基点7、基点4と基点5を各々結んだ直線並びに基点2・5間、基点4・7間、ク・基点8間の最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域 基点1 松阪市松名瀬町、同市東黒部町界 基点2 松阪市五主町北瀬古雲出川(矢野川)尻右岸堤防北角(小津瀬) 基点3 津市香良洲町宇宮新田雲出川(矢野川)尻左岸宮新田堤防東角 基点4 津市香良洲町旧香良洲大橋南端 基点5 松阪市星合町旧香良洲大橋南端 基点6 津市香良洲町宇新田3524番地地先(雲出古川尻右岸堤防) 基点7 津市香良洲町宇川原堤防止標木 基点8 津市雲出伊倉津町雲出古川左岸突端(11号護岸根付) 基点9 津市藤方村津、同宇東高砂界堤松 ア 2から66度29分の方位線と3から126度39分の方位線との交点 イ 1から338度50分の方位線と3から126度39分の方位線との交点 ウ 1から14度20分4,000メートルの点 エ 6から89度50分4,000メートルの点 オ 9から70度50分4,000メートルの点 カ 9から70度50分1,500メートルの点 キ 6から64度00分1,600メートルの点 ク 7から347度50分の方位線と対岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 あさり漁業 いそじみ漁業 しじみ漁業 とりがいの漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 あまも漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	米津浦 伊倉津 香良洲	
共第8号	松阪漁業協同組合、伊勢湾漁業協同組合	多気郡明和町北藤原から松阪市五主町雲出川(新川)までの地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点12の各点を順次結んだ直線、オと基点11、基点10と基点9、基点8とカ、基点7と基点6、基点5と基点4を各々結んだ直線、キ、基点3、クの各点を順次結んだ直線、基点14、ク、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点15の各点を順次結んだ直線並びに基点1・ク間、基点2・3間、キ・基点4間、基点5・6間、基点7・コ間、セ・カ間、基点8・9間、基点10・11間、オ・基点12間の最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域 基点1 多気郡明和町北藤原木場地先石割 基点2 松阪市松名瀬町同市東黒部町界 基点3 松阪市松名瀬町中村防止 基点4 松阪市高須町昭和橋東端 基点5 松阪市高須町昭和橋西端 基点6 松阪市高須町雲字川瀬止樋門東端 基点7 松阪市大口町雲字川瀬止樋門西端 基点8 松阪市興師町字塩浜大正新田堤防北角 基点9 松阪市松崎浦町三津川旧伊勢線鉄橋南端 基点10 松阪市小津町三津川旧伊勢線鉄橋北端 基点11 松阪市曾原町岩川尻右岸堤防北角 基点12 松阪市五主町北瀬古雲出川(矢野川)尻右岸堤防北角(小津瀬) 基点13 津市香良洲町宇宮新田雲出川(矢野川)尻左岸宮新田堤防東角 基点14 松阪市大口町築港松原港防波堤基座(東側) 基点15 松阪市大口町築港西北角 ア 1から9度20分4,000メートルの点 イ 2から14度20分4,000メートルの点 ウ 2から338度50分の方位線と13から126度39分の方位線との交点 エ 12から66度29分の方位線と13から126度39分の方位線との交点 オ 11から12度10分の方位線と対岸との交点 カ 8から11度10分の方位線と対岸との交点 キ 3から275度の方位線と対岸との交点 ク 3から95度の方位線と対岸との交点 ケ 14から21度25分 440メートルの点 コ 14から357度39分 790メートルの点 サ 14から8度10分1,460メートルの点 シ 15から39度25分1,460メートルの点 ス 15から51度50分 750メートルの点 セ 15から59度15分 620メートルの点 ソ 15から29度10分 260メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 あさり漁業 あつきがいの漁業 いそじみ漁業 おおのがいの漁業 かき漁業 しじみ漁業 とりがいの漁業 ばい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 あおりの漁業 あまも漁業 わかめ漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	三雲 松ヶ崎 嶋師 大口 西黒部 松名瀬 東黒部 下御糸	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第9号	伊勢湾漁業協同組合	伊勢市豊浜町より多気郡明和町北藤原までの地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点3の各点を順次結んだ直線、基点13と基点12、基点11と基点10、基点9と基点8、基点7と基点6、基点5と基点4、基点17と基点16、基点15と基点14を各々結んだ直線並びに基点1・14間、基点15・16間、基点17・4間、基点5・6間、基点7・8間、基点9・10間、基点10・12間、基点13・3間の最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 基点1 伊勢市大湊町字稲荷浦官有地第493番地の第3 基点2 伊勢市東豊浜町前畑816番地堤防 基点3 多気郡明和町北藤原字木場地先石列 基点4 伊勢市磯町磯橋東下流端 基点5 伊勢市磯町磯橋西下流端 基点6 伊勢市村松町亀池橋南下流端 基点7 伊勢市村松町亀池橋北上流端 基点8 伊勢市東大湊町大堀川防湖水門南端 基点9 多気郡明和町大湊大堀川防湖水門北端 基点10 多気郡明和町大湊笹苗川防湖水門東端 基点11 多気郡明和町八木戸笹苗川防湖水門西端 基点12 多気郡明和町浜田下御糸橋東下流端 基点13 多気郡明和町南藤原下御糸橋西下流端 基点14 伊勢市大湊町字明神田官有地第1番地第1 基点15 伊勢市椋原町、同市御園町小林界(東側) 基点16 伊勢市椋原町、同市御園町小林界(西側) 基点17 伊勢市東豊浜町、同市御園町上條界 ア 1から47度5分 475メートルの点 イ 1から342度50分 950メートルの点 ウ 2から26度35分5,100メートルの点 エ 3から 9度20分4,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 あさり漁業 あつきがい漁業 かき漁業 ししみ漁業 つめたがい漁業 とりがい漁業 ばい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 わかめ漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下御糸 大湊 東大湊 村松 東豊浜 有滝	
共第10号	伊勢湾漁業協同組合	伊勢市一色町同市神社町同市大湊町及び同市二見町地先(五十鈴川、勢田川、馬瀬川及び宮川派流)	次の基点1とア、基点2と基点3、イと基点4、基点5とウを各々結んだ直線並びにア・基点2間、基点3・イ間、基点4・5間、ウ・基点1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 伊勢市二見町溝口汐合橋東詰下流端 基点2 伊勢市通町勢田川右岸勢田川橋下流端 基点3 伊勢市田尻町勢田川左岸勢田川橋下流端 基点4 伊勢市大湊町字明神西ノ田6番の2地先堤防 基点5 伊勢市大湊町字東町官有地第1119番地 ア 1から253度30分の方位線と対岸との交点 イ 4から168度50分の方位線と対岸との交点 ウ 5から133度50分の方位線と対岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 釜漁業 しばづけ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大湊町 神社 一色町 今一色	
共第11号	伊勢湾漁業協同組合	伊勢市二見町江から同市大湊町までの地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点4の各点を順次結んだ直線、基点3とオ、基点6と基点7を各々結んだ直線並びに基点1・7間、基点6・オ間、基点3・4間の最大高潮時海岸線と河岸線とによって囲まれた区域 基点1 伊勢市二見町江、同町松下境界 基点2 伊勢市二見町立石 基点3 伊勢市大湊町字東町官有地第1119番地 基点4 伊勢市大湊町稲荷浦官有地第493番地 基点5 伊勢市東豊浜町字前野畑316番地先堤防 基点6 伊勢市二見町三津字内座新田引船橋北端 基点7 伊勢市朝熊町字長江古、引船橋南端 ア 2から353度50分4,500メートルの点 イ 5から26度35分5,100メートルの点 ウ 4から342度50分 950メートルの点 エ 4から47度5分 475メートルの点 オ 3から133度50分の方位線と対岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業 しばづけ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大湊町 今一色 江	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第12号	伊勢湾漁業協同組合	伊勢市、鳥羽市界から伊勢市二見町江に至る地先	次の基点1、ア、イ、基点5、基点6、ウ、エ、基点3の各点を順次結んだ直線及び基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 伊勢市鳥羽市界基標 基点2 伊勢市二見町松下神前 基点3 伊勢市二見町江、同町松下界 基点4 鳥羽市小浜町宮の崎 基点5 鳥羽市小浜町平ゴナ島西端 基点6 鳥羽市小浜町中ノ島西端 基点7 伊勢市二見町立石 基点8 鳥羽市飛鳥大村西端 ア 1から68度20分の方位線とJR参宮線敷設堤防東側上面との交点 イ 1から4員通し線上327メートルの点 ウ 2から8員通し線上327メートルの点 エ 7から353度50分4,500メートルの点と3とを結ぶ線上3から855メートルの点(3から346度 20分855メートルの点)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 はまぐり漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	松下	
共第13号	鈴鹿市漁業協同組合	鈴鹿市白子町地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 鈴鹿市白子町白子港新南防波堤東灯台 ア 1から114度50分1,510メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	長太 下箕田 若松 白子	
共第14号	鈴鹿市漁業協同組合	鈴鹿市若松町地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 鈴鹿市若松町若松港南防波堤灯台 ア 1から130度00分1,860メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	長太 下箕田 若松 白子	
共第15号	松阪漁業協同組合	多気郡明和町北藤原地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 多気郡明和町北藤原石剣突端 ア 1から9度20分2,000メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	三雲 松ヶ崎 彌師 大口 西黒部 松名瀬 東黒部下御系	
共第16号	松阪漁業協同組合	松阪市東黒部町地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 松阪市東黒部町中の川河口西側突堤先端 ア 1から10度50分990メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	三雲 松ヶ崎 彌師 大口 西黒部 松名瀬 東黒部下御系	
共第17号	松阪漁業協同組合	多気郡明和町北藤原地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 多気郡明和町北藤原石剣突端 ア 1から323度00分1,535メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	三雲 松ヶ崎 彌師 大口 西黒部 松名瀬 東黒部下御系	
共第18号	松阪漁業協同組合	松阪市松名瀬町地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 松阪市松名瀬町、同市東黒部町界(堤防上) ア 1から9度20分1,000メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	三雲 松ヶ崎 彌師 大口 西黒部 松名瀬 東黒部下御系	
共第19号	松阪漁業協同組合	松阪市五主町地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 松阪市松阪港東防波堤灯台 ア 1から319度20分1,045メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	三雲 松ヶ崎 彌師 大口 西黒部 松名瀬 東黒部下御系	
共第20号	伊勢湾漁業協同組合	伊勢市村松町地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 伊勢市村松町村松港第二東防波堤灯台 ア 1から10度20分805メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	下御系 大淀 東大淀 村松 東豊浜 有滝	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第21号	伊勢湾漁業協同組合	伊勢市村松町地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 伊勢市村松町村松港第二東防波堤灯台 ア 1から333度30分1,075メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	下御系 大淀 東大淀 村松 東豊浜 有滝	
共第22号	伊勢湾漁業協同組合	伊勢市村松町地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 伊勢市村松町村松港第二東防波堤灯台 ア 1から350度40分970メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	下御系 大淀 東大淀 村松 東豊浜 有滝	
共第23号	伊勢湾漁業協同組合	伊勢市二見町西村地先	アを中心とした半径50メートルの円によって囲まれた区域 基点1 宇治山田港大湊防波堤灯台 ア 1から51度40分1,655メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	今一色	
共第24号	鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市小浜町地先	ア、ウ、エ及びオを中心とした半径 200メートルの円、並びにイを中心とした半径 100メートルの円によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市小浜町飛島大村島西端 基点2 鳥羽市小浜町毛無石基標 ア 1から319度00分3,850メートルの点 イ 1から320度50分 750メートルの点 ウ 2から322度00分 400メートルの点 エ 2から349度00分5,000メートルの点 オ 1から334度00分2,250メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	小浜	
共第25号	伊勢湾漁業協同組合、 鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市小浜町及び伊勢市二見町松下地先	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ケ、コ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 伊勢市二見町江同市松下界 基点2 伊勢市二見町江立石 基点3 鳥羽市桃取町浮島西崎 基点4 鳥羽市桃取町牛島北端 基点5 鳥羽市飛島大村西端 基点6 伊勢市二見町松下神前 ア 1から346度20分855メートルの点 イ 2から353度50分4,500メートルの点 ウ 3から347度50分5,950メートルの点 エ キとオを結ぶ直線とウとクを結ぶ直線との交点 オ 4から325度40分の方位線と3から356度30分の方位線との交点 カ 3から300度30分321メートルの点 キ 5から351度50分4,600メートルの点 ク 3から328度50分1,000メートルの点 ケ 5から293度50分 490メートルの点 コ 6から5見通し線上327メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 みるくい漁業 あおりのり漁業 あまのり漁業 おこのり漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	小浜 松下	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第26号	鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市小浜町地先	次の基点1と基点2、基点3と基点4、基点5と基点6を各々結んだ直線、基点7、ア、イ、ウ、エ、オ、基点13、基点14、カ、キ、基点16の各点を順次結んだ直線並びに基点1・4間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市鳥羽1丁目20番地ケツツ 基点2 鳥羽市小浜町字平島(元地の戸島)南端 基点3 鳥羽市小浜町字平島(元地の戸島)北端 基点4 鳥羽市小浜町字平島(中ノ戸島)南東端 基点5 鳥羽市小浜町字平島(中ノ戸島)北端 基点6 鳥羽市小浜町字平島(沖ノ戸島)南端 基点7 鳥羽市小浜町字平島(沖ノ戸島)東端 基点8 鳥羽市桃取町フト崎 基点9 鳥羽市小浜町亀の島 基点10 鳥羽市桃取町浮島西崎 基点11 鳥羽市飛鳥大村西端 基点12 度会郡二見町松下神前 基点13 中ノ島西端 基点14 平なご島西端 基点15 鳥羽市小浜町宮の崎 基点16 伊勢市鳥羽市界標 ア 7と8を結ぶ直線上両岸の中央点 イ 9から32度50分1,591メートルの点 ウ 10から294度10分367メートルの点 エ 11から293度50分490メートルの点 オ 12から11見通し線上327メートルの点 カ 16から15見通し線上327メートルの点 キ 16から68度20分の方位線とJR参宮線敷設堤防東側上面との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 みるくい漁業 あまのり漁業 おごり漁業 てんぐざ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ぼんだわら漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業 (第三種共同漁業) 銅付漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	小浜	
共第28号	鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市答志町和具浦地先	次の基点1、コ、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点4の各点を順次結んだ直線と基点1・4間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市桃取町、同市答志町界(小山) 基点2 鳥羽市答志町和具浦大崎 基点3 鳥羽市答志町築上鼻 基点4 鳥羽市答志町若山崎 基点5 鳥羽市答志町大築海島島頂 基点6 鳥羽市菅島町白崎 基点7 鳥羽市菅島町大山顶上 ア 2から204度10分234メートルの点 イ 1とアを結ぶ直線の延長線上1から1,440メートルの点 ウ 6から3見通し線上その中央点 エ 7から54度00分の方位線と5から155度40分の方位線との交点 オ 3から81度50分792メートルの点 カ 3から67度20分801メートルの点 キ 3から41度20分603メートルの点 ク 3から2度20分432メートルの点 ケ 4から88度20分122メートルの点 コ 1から133度50分1,300メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あかもく漁業 あらめ漁業 てんぐざ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ぼんだわら漁業 みる漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	和具浦	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第30号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市桃取町地先	次の基点4、イ、ウ、エ、オ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点5・4間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市答志町大崎 基点2 鳥羽市坂手町白石 基点3 鳥羽市桃取町ト崎 基点4 鳥羽市桃取町、同市答志町和具浦界(小山) 基点5 鳥羽市小浜町宇平島(沖の戸島)東端 ア 1から204度10分 234メートルの点 イ 4とアを結ぶ直線の延長線上4から1,440メートルの点 ウ 4から133度50分1,300メートルの点 エ 2と3を結ぶ直線の中央点 オ 3から5見通し線上その中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 とこし漁業 にしきうず漁業 みるくい漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 かご漁業 笠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	桃取町 答志 和具浦	
共第31号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市桃取町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、ク、エ、オ、カ、キ、基点2の各点を順次結んだ直線と1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市答志町同市桃取町界(テンマ浜) 基点2 鳥羽市答志町同市桃取町界(小山) 基点3 鳥羽市桃取町ト崎 基点4 鳥羽市桃取町浮島西崎 基点5 鳥羽市桃取町平手水落 基点6 鳥羽市坂手町白石 基点7 鳥羽市小浜町宇平島(沖の戸島)東端 基点8 鳥羽市小浜町亀の島 ア 1から350度50分6,550メートルの点(1から350度50分の方位線と篠島赤石、愛知県本宮山頂重視線との交点) イ 5から328度50分6,400メートルの点 ウ 4から347度50分5,950メートルの点 エ 8から 32度50分1,591メートルの点 オ 3と7を結ぶ直線上両岸の中央点 カ 3と6を結ぶ直線上両岸の中央点 キ 2から133度50分1,300メートルの点 ク 4から328度50分1,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あざり漁業 あっきがい漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 とこし漁業 みるくい漁業 あまのり漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 すなもぐり漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 かご漁業 笠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	桃取町	
共第34号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市桃取町地先	次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市答志町同市桃取町界(テンマ浜) 基点2 鳥羽市桃取町宇平手水落 ア 1から350度50分6,550メートルの点(1から350度50分の方位線と篠島赤石と愛知県本宮山頂重視線との交点) イ 2から328度50分5,650メートルの点(2から328度50分の方位線と篠島赤石と愛知県本宮山頂重視線との交点)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あっきがい漁業 あわび漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 かご漁業 笠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	桃取町 答志	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第35号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市答志町答志地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市純取町問市答志町浜(テマシマ) 基点2 鳥羽市答志町雲山岬 基点3 鳥羽市答志町大築海島 基点4 鳥羽市神島町アセカミ島頂 基点5 鳥羽市神島町アセカミ島頂 基点6 鳥羽市神島町大イ島島頂 基点7 鳥羽市菅島町大山 ア 1から350度50分6.550メートルの点(1から350度50分の方位線と 樺島赤石と愛知県本宮山頂重機線との交点) イ 1から 0度40分7.260メートルの点(樺島赤石と愛知県本宮山頂重機線と神島北端と隣枝岳を結ぶ直線との交点) ウ 3から 43度20分の方位線と上から2160メートルの点 エ 3から 43度20分の方位線とアを結ぶ直線の延長線との交点 オ 5から277度50分1.812メートルの点 カ 4から 97度50分の方位線と6から251度00分の方位線との交点 キ 4から103度50分の方位線と6から243度20分の方位線との交点 ク 4から107度40分の方位線と6から214度50分の方位線との交点 ケ 4から121度25分の方位線と6から215度10分の方位線との交点 コ 4から122度20分の方位線と6から197度20分の方位線との交点 サ スからシ見直し線上から1.260メートルの点 シ 4から132度40分の方位線と7から67度00分の方位線との交点 ス 4から132度20分の方位線と7から54度00分の方位線との交点 セ 4から155度40分の方位線と7から54度00分の方位線との交点 ソ 3から 81度30分192メートルの点 タ 3から 67度20分801メートルの点 チ 3から 41度20分603メートルの点 ツ 3から 2度20分432メートルの点 テ 2から 88度20分122メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 とこぶし漁業 みらくい漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 すなもぐり漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から1月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から1月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	答志	
共第36号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市答志町沖合	次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市答志町大築海島頂上 基点2 鳥羽市菅島町大山頂上 ア 1から132度20分の方位線と2から 52度40分の方位線との交点 イ 1から155度40分の方位線と2から 54度00分の方位線との交点 ウ 1から147度10分の方位線と2から73度15分の方位線との交 点 エ 1から133度40分の方位線と2から 67度00分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	答志 菅島	
共第37号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市神島町沖合 (ハタバタ瀬)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市神島町大イ島頂上 基点2 鳥羽市答志町大築海島頂上 ア 1から251度00分の方位線と2から 97度50分の方位線との交点 イ 1から203度35分の方位線と2から 106度20分の方位線との交点 ウ 1から197度20分の方位線と2から122度20分の方位線との交 点 エ 1から215度10分の方位線と2から 121度25分の方位線との交点 オ 1から214度50分の方位線と2から107度40分の方位線との交 点 カ 1から243度20分の方位線と2から 103度50分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	答志 神島	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第38号	鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市神島町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市神島町大イロ島頂上 基点2 鳥羽市神島町アセカミ島頂上 基点3 鳥羽市神島町オーカの鼻 基点4 鳥羽市神島町ウノ島頂上 基点5 鳥羽市答志町大築海島頂上 ア 1から160度35分5.273メートルの点 イ 1から197度20分の方位線と5から122度20分の方位線との交点 ウ 1から203度35分の方位線と5から106度20分の方位線との交点 エ 1から251度00分の方位線と5から97度50分の方位線との交点 オ 2から277度50分1.818メートルの点 カ 3から 8度50分1.454メートルの点 キ 4から 49度35分1.636メートルの点 ク 1から124度15分4.545メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 ばかかい漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 あかもく漁業 わかめ漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神島	
共第39号	鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市神島町地先	次のア、ウ、エ、オ、カ、ク、サ、シ、ス、セ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 ただし、次のソ、コ、ケ、キ、カ、ソの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域を除く。 基点1 鳥羽市神島町大イロ島 基点2 鳥羽市答志町大築海島最高所 基点3 鳥羽市神島町アセカミ島 基点4 鳥羽市答志町築上鼻 基点5 鳥羽市菅島町白崎(シラヒゲ大松跡) 基点6 鳥羽市菅島町長崎南東端 基点7 鳥羽市神島町オーカの鼻 ア 4から43度20分の方位線とウとイを結ぶ直線の延長線との交点 イ 3から277度50分1.818メートルの点 ウ 1から251度00分の方位線と2から97度50分の方位線との交点 エ 1から203度35分の方位線と2から106度20分の方位線との交点 オ 1から197度20分の方位線と2から122度20分の方位線との交点 カ 1から198度50分の方位線と5から97度00分の方位線との交点 キ 1から196度50分の方位線と5から119度00分の方位線との交点 ク カとキを結ぶ直線の延長線とケとコを結ぶ直線の延長線との交点 ケ 1から184度50分の方位線と6から106度00分の方位線との交点 コ 1から176度50分の方位線と5から116度00分の方位線との交点 サ ケとコを結ぶ直線の延長線と1から172度50分の方位線との交点 シ 1から115度50分5.860メートルの点 ス 7から 51度50分2.400メートルの点 セ 4から 43度20分の方位線上アから2.160メートルの点 ソ 1から168度50分の方位線と5から	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 たご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神島	
共第40号	鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市神島町及び同市菅島町沖合(鯛の島)	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市神島町大イロ島頂上 基点2 鳥羽市菅島町白崎(シラヒゲ大松跡) 基点3 鳥羽市菅島町長崎南東端 ア 1から168度50分の方位線と2から102度00分の方位線との交点 イ 1から176度50分の方位線と2から116度00分の方位線との交点 ウ 1から184度50分の方位線と3から106度00分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 てんぐさ漁業 いせえび漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神島 菅島	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第43号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市坂手町地先	次のア、イ、エ、ク、ウ、オ、カ、キ、ケ、コ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市坂手町白石 基点2 鳥羽市坂手町尾ヶ崎 基点3 鳥羽市安楽島町高山ゴミノクラ(ザウリ浜) 基点4 鳥羽市安楽島町笠願島 基点5 鳥羽市桃取町フト崎 基点6 鳥羽市答志町同市桃取町界(小山) 基点7 鳥羽市鳥羽1丁目7番1号相島北端 基点8 鳥羽市菅島町ハジカミ ア 1から314度30分480メートルの点 イ 1から5見通し線上その中央点 ウ オと4を結ぶ直線の延長線上4から153メートルの点 エ 6から133度50分1,300メートルの点 オ 3から344度00分の方位線上対岸との中央点 カ 2から174度00分の方位線上対岸との中央点 キ 1から7見通し線上両岸の中央点 ク エとウを結ぶ直線とコから8見通し線との交点 ケ 1から293度30分414メートルの点 コ 1から302度30分431メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 ささえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 わかめ漁業 うに漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	坂手	
共第44号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市鳥羽同市船津町地先	次の基点1とケを結んだ直線、基点14、ア、イ、ウ、エ、ネ、オ、ヌ、カ、キ、基点9の各点を順次結んだ直線、基点9と基点7、基点6と基点5、基点4と基点3を各々結んだ直線、サ、シ、ス、セ、ソの各点を順次結んだ直線、基点18、タ、チの各点を順次結んだ直線、基点16とコを結んだ直線、並びに基点3・サ間、ソ・基点18間、チ・基点16間、コ・基点1間、ケ・基点14間の最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 ただし、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、オ、ネ、ノ、ハの各点を順次結んだ直線、ツ・ハ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く 基点1 鳥羽市船津町浜橋西端 基点2 鳥羽市鳥羽1丁目7番1号相島弁天崎の基標 基点3 鳥羽市鳥羽1丁目281番地クノツ 基点4 鳥羽市小浜町字平島(元地の戸島)南端 基点5 鳥羽市小浜町字平島(元地の戸島)北端 基点6 鳥羽市小浜町字平島(中の戸島)南東端 基点7 鳥羽市小浜町字平島(中の戸島)北端 基点8 鳥羽市小浜町字平島(沖の戸島)南端 基点9 鳥羽市小浜町字平島(沖の戸島)東端 基点10 鳥羽市桃取町フト崎 基点11 鳥羽市坂手町白石 基点12 鳥羽市坂手町尾ヶ崎 基点13 鳥羽市安楽島榎現崎 基点14 鳥羽市安楽島町八反田浦北西角基標 基点15 鳥羽市鳥羽1丁目7番1号相島北端 基点16 鳥羽市船津町新田川左岸川尻 基点17 鳥羽市鳥羽4丁目2393番地中之郷岸壁北東角 基点18 鳥羽市鳥羽4丁目2395番地中之郷岸壁南東角 基点19 鳥羽市鳥羽1丁目北主水山東南東の標柱 ア 2から14を結ぶ直線とウからイ見通し線との交点 イ 2から13見通し線上両岸の中央点 ウ 2とクを結ぶ直線とオからエ見通し線との交点 エ 11から15見通し線上両岸の中央点 オ 11から302度30分431メートルの点 カ 10と11を結ぶ直線上両岸の中央点 キ 9と10を結ぶ直線上両岸の中央点 ク 10と11を結ぶ直線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 打網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 4月1日から11月30日まで 4月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鳥羽	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第47号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市浦村町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市石鏡町、同市浦村町界 基点2 鳥羽市浦村町大村島鷺ヶ鼻 基点3 鳥羽市白根崎 ア 1から 8度30分1,364メートルの点 イ 2から336度00分1,273メートルの点 ウ 3から 42度30分1,636メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うご漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 碇止張網 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から11月30日まで 4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦村	
共第49号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市石鏡町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市石鏡町、同市国崎町界 基点2 鳥羽市石鏡島頂上 基点3 鳥羽市石鏡町、同市浦村町界 ア 1から 90度00分1,236メートルの点 イ 2から 37度00分1,700メートルの点 ウ 3から 8度30分1,182メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うご漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石鏡	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第50号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市国崎町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市相差町、同市国崎町界 基点2 鳥羽市国崎町字鐘崎、鐘崎灯台 基点3 鳥羽市石鏡町、同市国崎町界 ア 1から114度00分 945メートルの点 イ 2から100度00分1,091メートルの点 ウ 3から90度00分1,091メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	国崎	
共第51号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市相差町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市相差町字見崎37番地の1(滝ヶ折) 基点2 鳥羽市相差町明神崎 基点3 鳥羽市相差町、同市国崎町界 ア 1から194度00分 491メートルの点 イ 2から133度30分1,273メートルの点 ウ 3から114度00分 945メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	相差	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第52号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市相差町市畔蛸町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線、エと基点4を結んだ直線及び基点1・4間と基点3・エ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市千賀町鶴ヶ浜1番地突堤基部 基点2 鳥羽市相差町字見崎49番地(石取) 基点3 鳥羽市相差町字見崎37番地の1(滝ヶ折) 基点4 鳥羽市畔蛸町字カマガ谷504番地 ア 1から179度00分1.091メートルの点 イ 2から236度00分1.364メートルの点 ウ 3から194度00分 491メートルの点 エ 4から122度00分の方位線と対岸との交点	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	相差 畔蛸	
共第53号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市相差町地先	次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市相差町字見崎37番地の1(滝ヶ折) 基点2 鳥羽市相差町藻先鼻 ア 1から194度00分 491メートルの点 イ 2から211度00分1.098メートルの点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 すなもぐり漁業 たご漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	相差	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第54号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市相差町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市相差町藻先鼻 基点2 鳥羽市相差町字見崎49番地(石取) 基点3 鳥羽市相差町字水田819番地堤防上標 基点4 鳥羽市千賀町鶴ヶ浜1番地突堤基部 ア 1から211度00分1,098メートルの点 イ 2から236度00分1,364メートルの点 ウ 3から220度00分の方位線とイとエを結ぶ直線との交点 エ 4から179度00分1,091メートルの点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あまのり漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	相差 畔蛸	
共第55号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市畔蛸町地先	次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市千賀町鶴ヶ浜1番地突堤基部 基点2 鳥羽市相差町字水田819番地堤防上標 基点3 鳥羽市相差町字見崎49番地(石取) ア 1から179度00分1,091メートルの点 イ 2から220度00分の方位線とアとウを結ぶ直線との交点 ウ 3から236度00分1,364メートルの点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	畔蛸	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別別	関係地区	条件
共第56号	鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市堅子町、同市千賀町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市堅子町字太田208番地樋門中央 基点2 鳥羽市堅子町、同市千賀町界 基点3 鳥羽市千賀町字鶴ヶ浜1番地突堤基部 ア 1から152度00分 418メートルの点 イ 2から189度00分 436メートルの点 ウ 3から179度00分1.091メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 にしきうず漁業 あかもく漁業 あめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ぼんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	千賀 千賀堅子	
共第57号	鳥羽磯部漁業協同組合	志摩市磯部町的矢地先	磯部町的矢の最大高潮時海岸線、同線から36メートルを隔てた連結線及び次の基点1と基点2、基点3と基点4を各々結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 磯部町山田、同町の矢界 基点2 磯部町三ヶ所、同町坂崎界 基点3 磯部町的矢鳥井崎 基点4 磯部町三ヶ所字佐田644番地(佐立)	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) かき漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	飯浜	
共第58号	鳥羽磯部漁業協同組合	志摩市磯部町地先(伊雑浦)	次の基点1と基点2を結んだ直線とこの直線以西の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点5と基点6を結んだ直線以南の区域を除く。また、海面と池田川、磯部川、稲葉川の3河川との境界は基点3と基点4、基点7とア、基点8と基点9を各々結んだ直線とする。 基点1 磯部町三ヶ所、同町坂崎界 基点2 磯部町山田、同町の矢界 基点3 磯部町大字穴川池田川三柳井堰北端 基点4 磯部町大字穴川池田川三柳井堰南端 基点5 磯部町穴川字穴川入江口右岸 基点6 磯部町穴川字穴川入江口左岸 基点7 磯部町穴川、同町迫間界 基点8 磯部町下之郷字中村新田1.213番地地先堤防(稲葉川尻右岸) 基点9 磯部町下之郷字大崎1.330番地(稲葉川尻左岸) ア 7から48度45分の方位線と対岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 あおりの漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	飯浜 穴川 坂崎	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第59号	鳥羽磯部漁業協同組合	志摩市磯部町三ヶ所地先	磯部町三ヶ所の最大高潮時海岸線、同線から36メートル隔てた連結線及び次の基点1と基点2、基点3と基点4を各々結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 磯部町三ヶ所字佐田644番地(佐立) 基点2 磯部町の矢鳥井崎 基点3 磯部町三ヶ所、同町坂崎界	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) かき漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	的矢 坂崎 三ヶ所	
共第61号	鳥羽磯部漁業協同組合	志摩市磯部町の矢、阿児町国府地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点6の各点を順次結んだ直線、基点7と基点8を結んだ直線並びに基点1・7間と基点6・8間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市堅子町字太田208番地樋門中央 基点2 鳥羽市千賀町、同市堅子町界(平石) 基点3 鳥羽市千賀町字鶴ヶ浜1番地突堤基部 基点4 鳥羽市相差町字見崎49番地(石取) 基点5 阿児町安乗水垂大鼻 基点6 阿児町国府中瀬中瀬山鼻 基点7 磯部町山田、同町の矢界 基点8 磯部町三ヶ所、同町坂崎界 基点9 磯部町渡鹿野小立花 ア 1から152度00分 418メートルの点 イ 2から189度00分 436メートルの点 ウ 3から179度00分1,091メートルの点 エ 4から236度00分1,364メートルの点 オ 5から342度00分 254メートルの点 カ 6から331度00分の方位線とオから9見通し線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 いたやがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 とこぶし漁業 にきぎず漁業 あおりの漁業 あかもく漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふりの漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	的矢 三ヶ所 渡鹿野	
共第64号	鳥羽磯部漁業協同組合、三重外湾漁業協同組合	志摩市阿児町国府地先(的矢湾)	次の基点1、ア、イ、ウ、基点4の各点を順次結んだ直線と基点1・4間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町国府字中瀬、中瀬山鼻 基点2 阿児町国府字和部3582番地(和部山西角) 基点3 阿児町国府字荷方3399番地(荷方山岬) 基点4 阿児町国府、磯部町三ヶ所界 基点5 磯部町渡鹿野和田岬 基点6 磯部町三ヶ所象座島の南鼻 ア 1から331度00分545メートルの点 イ 2から5見通し線上両岸の中央点 ウ 3から6見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いたやがい漁業 かき漁業 あおりの漁業 ふりの漁業 もずく漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	的矢 三ヶ所 渡鹿野 国府	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第65号	三重外海漁業協同組合	志摩市阿児町安乗、同市国府地先	次の基点3、ア、イ、ウ、オ、キ、ク、ケ、サ、シ、ス、セ、基点9の各点を順次結んだ直線と基点1・9間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町国府字居尻3550番地上の浜石標 基点2 阿児町国府丸山岩頭 基点3 阿児町国府字フレイ、同町安乗字植松界 基点4 阿児町安乗旧安乗時燈台跡 基点5 阿児町安乗字水雷大島 基点6 鳥羽市相差町字見崎明神崎 基点7 鳥羽市相差町字見崎37番地の1(滝ヶ折) 基点8 鳥羽市相差町字見崎49番地(石取) 基点9 阿児町国府字中瀬中瀬山鼻 基点10 磯部町渡鹿野小立花 ア 3から144度00分の方角線と2から26度00分の方角線との交点 イ 3から148度30分の方角線と2から66度00分の方角線との交点 ウ イとオを結ぶ直線上エから273メートルの点 エ 2から203度15分の方角線と1から139度40分の方角線との交点 オ ウとカを結ぶ直線上ウから836メートルの点 カ 2から148度00分の方角線と4から193度00分の方角線との交点 キ カとクを結ぶ直線と2から111度00分の方角線との交点 ク 2から 90度30分の方角線と4から129度20分の方角線との交点 ケ 4から 85度40分の方角線とサとオを結ぶ直線の延長線との交点 コ 6から133度30分1,273メートルの点 サ 7から194度00分 491メートルの点 シ 8から236度00分1,364メートルの点 ス 6から342度00分 254メートルの点 セ 9から331度00分の方角線とスから10見通し線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 はまぐり漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 わかめ漁業 いせいひ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	安乗	
共第66号	三重外海漁業協同組合	志摩市阿児町国府地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町国府字居尻3550番地上の浜石標 基点2 阿児町国府丸山岩頭 基点3 阿児町国府字フレイ、同町安乗字植松界 ア 1から144度00分の方角線と2から224度15分の方角線との交点 イ 1から139度40分の方角線と2から203度15分の方角線との交点 ウ 2から 66度00分の方角線と3から148度30分の方角線との交点 エ 2から 26度00分の方角線と3から144度00分の方角線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あかもく漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 わかめ漁業 いせいひ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	安乗 国府	
共第68号	三重外海漁業協同組合	志摩市阿児町国府地先(的矢湾)	次の基点1、ア、イ、ウ、基点4の各点を順次結んだ直線と基点1・4間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町国府字中瀬中瀬山鼻 基点2 阿児町国府字和部3582番地(和部山西角) 基点3 阿児町国府字荷方3399番地(荷方山岬) 基点4 阿児町国府磯部町界 基点5 磯部町渡鹿野和田岬 基点6 磯部町三ヶ所象座島の南鼻 ア 1から331度00分545メートルの点 イ 2から5見通し線上両岸の中央点 ウ 3から6見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 にしきうず漁業 ほんだわら漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	国府	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第69号	三重外湾漁業協同組合	志摩市阿児町国府地先	次の基点1、ア、イ、エ、オ、カ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町国府字東海道一番地東海道石標 基点2 阿児町国府字居尻3550番地上の浜石標 基点3 阿児町国府丸山岩頭 基点4 阿児町国府字フレイ、同町安乗字植松界 基点5 阿児町安乗旧安乗崎燈台跡 ア 1から80度20分582メートルの点 イ ウとエを結ぶ直線上エから836メートルの点 ウ 3から146度00分の方位線と5から193度00分の方位線との交点 エ オとキを結ぶ直線上オから273メートルの点 オ 2から139度40分の方位線と3から203度15分の方位線との交点 カ 2から144度00分の方位線と3から224度15分の方位線との交点 キ 3から66度00分の方位線と4から148度30分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 はまぐり漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 浮魚囲刺網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	国府	
共第70号	三重外湾漁業協同組合	志摩市阿児町甲賀町国府地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、カ、キ、ク、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町志島、同町甲賀界 基点2 阿児町甲賀サゴ鼻 基点3 阿児町国府字東海道1番地東海道石標 基点4 阿児町国府字居尻3550番地上の浜石標 基点5 阿児町国府丸山岩頭 基点6 阿児町国府、同町安乗界 基点7 阿児町安乗旧安乗崎燈台跡 ア 1から81度20分198メートルの点 イ 1から84度20分の方位線と2から127度20分の方位線との交点 ウ 1から78度20分の方位線と2から92度20分の方位線との交点 エ 1から87度20分の方位線と2から93度50分の方位線との交点 オ 7から193度00分の方位線と5から146度00分の方位線との交点 カ 5から111度00分の方位線とオとコを結ぶ直線との交点 キ シとオを結ぶ直線上シから836メートルの点 ク 3から80度20分の方位線上582メートルの点 ケ 5から66度00分の方位線と6から148度30分の方位線との交点 コ 5から90度30分の方位線と7から129度20分の方位線との交点 サ 5から203度15分の方位線と4から139度40分の方位線との交点 シ ケとサを結ぶ直線上サから273メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 はまぐり漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 むかでのり漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	甲賀	
共第71号	三重外湾漁業協同組合	志摩市阿児町志島地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町志島、大王町畔名界 基点2 阿児町志島、同町甲賀界 基点3 阿児町甲賀サゴ鼻 ア 1から83度50分2.700メートルの点 イ 2から87度20分の方位線と3から93度50分の方位線との交点 ウ 2から78度20分の方位線と3から92度20分の方位線との交点 エ 2から84度20分の方位線と3から127度20分の方位線との交点 オ 2から81度20分の方位線上198メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 あかもく漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	志島	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第72号	三重外湾漁業協同組合	志摩市大王町名田及び同町畔名地先	次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大王町波切、同町名田界 基点2 大王町畔名、阿児町志島界 ア 1から64度20分2.236メートルの点 イ 2から83度50分2.727メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこし漁業 ほらがい漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から3月31日まで 4月1日から1月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	畔名 名田	
共第73号	三重外湾漁業協同組合	志摩市大王町波切地先(英虞湾)	次のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、サ、ス、セ、ソ、基点11の各点を順次結んだ直線とイ・基点11間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神田大石鼻 基点2 大王町波切三ツ鼻 基点3 大王町波切三ツ鼻 基点4 大王町波切小倉鼻 基点5 大王町波切船越鼻 基点6 大王町波切船越鼻 基点7 大王町波切山の神東鼻 基点8 大王町波切横山鼻 基点9 大王町波切首切鼻 基点10 大王町波切首切南鼻 基点11 大王町波切、同町船越界 基点12 阿児町立神飯倉鼻 基点13 阿児町立神道掛鼻 基点14 阿児町立神小スルジの鼻 基点15 阿児町立神管崎東鼻 基点16 阿児町立神管崎西ヶ鼻 基点17 阿児町立神堤灯鼻 基点18 阿児町立神赤崎鼻 基点19 阿児町立神平田鼻 基点20 阿児町立神天重島大崎北鼻 基点21 阿児町立神天重島三香の鼻 ア 1と2を結ぶ直線の中央点 イ アとウを結ぶ直線と海岸線との交点 ウ 2から12見通し線上両岸の中央点 エ 3から13見通し線上両岸の中央点 オ 4から14見通し線上両岸の中央点 カ 5から15見通し線上両岸の中央点 キ 5から16見通し線上両岸の中央点 ク 7から17見通し線上両岸の中央点 ケ 8から18見通し線上両岸の中央点 コ 9から19見通し線上両岸の中央点 サ コシを結ぶ直線の中央点 シ ケとコを結ぶ直線の延長線とセとスを結ぶ直線の延長線との交点 ス 9から20見通し線上両岸の中央点 セ 10から21見通し線上両岸の中央点 ソ 11から29度20分153メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 いたやかい漁業 かき漁業 さざえ漁業 もずく漁業 いせえび漁業 えむし漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かこ漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	波切	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第74号	三重外湾漁業協同組合	志摩市大王町波切地先	次の基点1、2、ア、イ、ウ、エ、基点4の各点を順次結んだ直線と基点1・4間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越字五人畑同町波切字平方界 基点2 大王町波切小山島西鼻(端) 基点3 大王町波切大王島頂上 基点4 大王町波切同町名田界 ア 2から122度20分 836メートルの点 イ 3から174度20分1,818メートルの点 ウ 3から 84度20分2,364メートルの点 エ 4から 64度20分2,236メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 ほらがい漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	波切	
共第75号	三重外湾漁業協同組合	志摩市大王町船越地先	次の基点1、ア、イ、エ、基点4、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、シ、セ、ソ、タ、ツ、テ、ト、ナの各点を順次結んだ直線、又と基点16を結んだ直線、ナ・ヌ間の両海岸線の中央線並びに基点1・16間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大王町波切同町船越界 基点2 大王町船越次郎六郎東鼻 基点3 大王町船越次郎六郎北鼻基点4 大王町ヒサゴ島頂上 基点5 大王町船越源兵衛田の鼻 基点6 大王町船越太郎右衛門浦の鼻 基点7 大王町船越八木山南の鼻 基点8 大王町立ヶ崎島頂上 基点9 大王町船越大鼻西の中鼻 基点10 大王町船越大鼻 基点11 大王町船越忠兵衛鼻 基点12 大王町船越赤崎中鼻 基点13 大王町船越赤崎鼻 基点14 大王町船越小屋下鼻 基点15 大王町船越治兵衛鼻 基点16 大王町船越深谷深谷水道南口灯台 基点17 志摩町布施田名高島中鼻 基点18 志摩町布施田名高島南鼻 基点19 志摩町布施田瓦山島中の鼻 基点20 浜島町浜島亀ヶ崎南鼻 基点21 志摩町和具座賀島北鼻 基点22 志摩町布施田四ツ島の東の小島頂上 基点23 志摩町布施田蝦蟇鼻 基点24 志摩町布施田小鉄砲塚鼻 基点25 志摩町布施田与九郎鼻 基点26 志摩町布施田アジセ鼻 基点27 志摩町片田オハコ瀬頂上 基点28 志摩町片田小猪子島北鼻 基点29 志摩町片田大蓮島ウシボネ西鼻 基点30 志摩町片田伝八鼻 基点31 志摩町片田田邊鼻	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あつきがい漁業 あわび漁業 いたやがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 みる漁業 もずく漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つば網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大王船越	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第77号	三重外海漁業協同組合	志摩市志摩町片田地先	次の基点2、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ソ、セの各点を順次結んだ直線と基点2・7間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町布施田字トビ尾、岡町片田字礎排界 基点2 志摩町片田八王寺森西鼻 基点3 志摩町片田妻崎 基点4 志摩町片田字深谷深谷東の鼻 基点5 大王町船越深谷深谷水道南口灯台 基点6 大王町船越字深谷294番地の一搜石標 基点7 大王町船越退治崎 基点8 大王町船越イナ舟岩 ア 2から149度20分の方位線と3から263度30分の方位線との交点 イ 1から162度20分の方位線と3から229度20分の方位線との交点 ウ 1から176度20分の方位線と3から234度10分の方位線との交点 エ 1から173度40分の方位線と3から198度20分の方位線との交点 オ 3から 83度40分の方位線と4から137度20分の方位線との交点 カ 7から157度20分の方位線と8から203度20分の方位線との交点 キ 3から 64度40分の方位線と4から129度20分の方位線との交点 ク 3から150度20分の方位線と8から129度20分の方位線との交点 ケ 3から 53度50分の方位線と4から143度20分の方位線との交点 コ 3から157度20分の方位線と7から241度50分の方位線との交点 サ シから171度20分145メートルの点 ス スから157度50分 40メートルの点 セ 6から206度20分 39メートルの点 ソ 7から263度20分の方位線と対岸との交点 ソ 5から7見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 ささえ漁業 とこふし漁業 にしきうず漁業 ほろがい漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 はぼのり漁業 ひじき漁業 ふりのり漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	片田	
共第78号	三重外海漁業協同組合	志摩市志摩町片田地先	次のアとイを結んだ直線、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、基点9、基点10の各点を順次結んだ直線、イ・ウ間の両海岸線の中央線並びにア・基点10間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越深谷深谷水道南口灯台 基点2 志摩町片田宗助北鼻 基点3 志摩町片田宗助鼻 基点4 志摩町片田常滑東鼻 基点5 志摩町片田常滑西鼻 基点6 志摩町片田伝八鼻 基点7 志摩町片田大窪島ウシボネ西鼻 基点8 志摩町片田小猪子島北鼻 基点9 志摩町片田猪子島北鼻 基点10 志摩町片田三兵衛山東鼻 基点11 志摩町片田オハコ瀬頂上 基点12 大王町船越兵衛鼻 基点13 大王町船越小屋下鼻 基点14 大王町船越赤崎鼻 基点15 大王町船越赤崎中鼻 基点16 大王町船越忠兵衛鼻 基点17 志摩町布施田アソセ鼻 ア 1から263度20分の方位線と対岸との交点 イ 1から7見通し線上両岸の中央点 ウ 2から12見通し線上両岸の中央点 エ 3とオを結ぶ直線上3から145メートルの点 オ 4から64度20分78メートルの点 カ 5から13見通し線上両岸の中央点 キ 6から14見通し線上両岸の中央点 ク 6とケを結ぶ直線とカからキ見通し線との交点 ケ 7から15見通し線上両岸の中央点 コ 8から16見通し線上両岸の中央点 サ 9から354度20分の方位線とコとシを結ぶ直線との交点 シ 11から17見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 みる漁業 もずく漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	片田	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第81号	三重外漁業協同組合	志摩市志摩町布施田地先	次の基点2、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点9、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点5の各点を順次結んだ直線と基点2-5間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具、同町布施田界(西の川尻) 基点2 志摩町布施田字荒見山1516番地 基点3 志摩町布施田字広濱地1448番地 基点4 志摩町布施田字浜中浜西鼻 基点5 志摩町布施田、同町片田界 基点6 志摩町片田妻崎 基点7 志摩町布施田小島北鼻 基点8 志摩町布施田小島南鼻 基点9 志摩町布施田アザニ岩南西端 基点10 志摩町和具大島下山西鼻 ア 1から161度40分の方位線と2から184度50分の方位線との交点 イ 1から161度40分の方位線と3から188度20分の方位線との交点 ウ 1から165度20分の方位線と3から189度20分の方位線との交点 エ 1から178度50分の方位線と3から199度50分の方位線との交点 オ 1から194度20分の方位線とエと力を結ぶ直線との交点 カ 1から200度20分の方位線と3から220度20分の方位線との交点 キ 1から194度20分の方位線と7から287度20分の方位線との交点 ク 7から275度50分の方位線と10から7度05分の方位線との交点 ケ 7から269度20分の方位線と10から7度35分の方位線との交点 コ 8から222度40分309メートルの点 サ 8から192度20分364メートルの点 シ 8から171度20分500メートルの点 ス 8から155度00分636メートルの点 セ 8から139度50分864メートルの点 ソ 8から148度50分の方位線と4から182度50分の方位線との交点 タ 8から142度40分の方位線と4から175度40分の方位線との交点 チ 5から178度20分の方位線と6から203度50分の方位線との交点 ツ 5から178度20分の方位線と6から230度30分の方位線との交点 テ 5から182度20分の方位線と6から232度50分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 ささぎ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あめ漁業 てんぐぎ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 かこ漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	布施田	
共第82号	三重外漁業協同組合	志摩市志摩町布施田地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、基点46、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、基点27の各点を順次結んだ直線と基点1-27間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町布施田、同町和具界 基点2 志摩町布施田イワシ山南鼻 基点3 志摩町布施田コブラ北鼻 基点4 志摩町布施田ヒミズの南鼻 基点5 志摩町布施田ヒミズの北鼻 基点6 志摩町布施田白島の南鼻 基点7 志摩町布施田白島最高 基点9 志摩町布施田一本松の鼻 基点9 志摩町布施田四ツ島の中の小島頂上 基点10 志摩町布施田拍手島頂上 基点11 志摩町布施田兎山島の西鼻 基点12 志摩町布施田市場島北鼻 基点13 志摩町布施田名高島の東鼻 基点14 志摩町布施田名高島中鼻 基点15 志摩町布施田名高島南鼻 基点16 志摩町布施田兎山島の鼻 基点17 志摩町布施田四ツ島の東の小島頂上 基点18 志摩町布施田蝦蟇の鼻 基点19 志摩町布施田小鉄砲塚の鼻 基点20 志摩町布施田与九郎鼻 基点21 志摩町布施田アジオセの鼻 基点22 志摩町布施田藤谷の鼻 基点23 志摩町布施田元長鼻 基点24 志摩町布施田鍛冶屋の鼻 基点25 志摩町布施田畑野山の鼻 基点26 志摩町布施田沼メ鼻 基点27 志摩町片田汐木本標 基点28 志摩町和具スダレ島頂上 基点29 志摩町和具キウツカ鼻 基点30 志摩町和具ヒョウタン鼻 基点31 志摩町和具花川島東鼻	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かき漁業 ささぎ漁業 みる漁業 もずく漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つし網漁業 かこ漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	布施田	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			基点32 志摩町和興下高頂上 基点33 志摩町和興ト方崎 基点34 志摩町和興産賀島の北鼻 基点35 浜島町浜島亀ヶ崎南鼻 基点36 志摩町和興間崎島庚申の鼻 基点37 志摩町和興鶴島頂上 基点38 志摩町和興間崎島長畑の南鼻 基点39 阿児町立神天笠島ケノ木鼻 基点40 阿児町立神天笠島東鼻 基点41 阿児町立神天笠島二番の鼻 基点42 阿児町立神天笠島三番の鼻 基点43 大王町船越、同町波切界 基点44 大王町船越次郎六郎の東鼻 基点45 大王町船越次郎六郎島の北鼻 基点46 大王町ヒサゴ島頂上 基点47 大王町船越源兵衛田の鼻 基点48 大王町船越太郎右衛門の鼻 基点49 大王町船越立崎島八木山南鼻 基点50 大王町船越立崎島頂上 基点51 大王町船越大鼻の西中鼻 基点52 大王町船越大鼻 基点53 大王町船越忠兵衛鼻 基点54 志摩町片田小猪子島北鼻 基点55 志摩町片田オハコ瀬頂上 基点56 志摩町片田三兵衛中鼻 基点57 志摩町片田三兵衛西鼻 基点58 志摩町片田茂平西鼻 基点59 志摩町片田丸山島の北鼻 基点60 志摩町片田丸山島の西鼻 ア 1から287度50分の方位線とウからイ見通し線との交点 イ 2から28見通し線上両岸の中央点 ウ 3から29見通し線上51メートルの点 エ 4から30見通し線上102メートルの点 オ 5から31見通し線上両岸の中央点 カ 6から31見通し線上両岸の中央点 キ 6から32見通し線上両岸の中央点 ク 7から30見通し線上60メートルの点 ケ 8から33見通し線上145メートルの点 コ 8から36見通し線上54メートルの点 サ 8から37見通し線上218メートルの点 シ 9から36見通し線上454メートルの点 ス 10から33見通し線上364メートルの点 セ 10から38見通し線上両岸の中央点 ソ 11から39見通し線上両岸の中央点 タ 46から40見通し線上両岸の中央点 チ 12から41見通し線上両岸の中央点 ツ 13から42見通し線上両岸の中央点 テ 43から279度20分の方位線上153メートルの点 ト 44とテを結ぶ直線と二からチ見通し線との交点 ナ 14から44見通し線上両岸の中央点 ニ 15から45見通し線上両岸の中央点 ノ 16から47見通し線上両岸の中央点 ネ 48から34見通し線上135メートルの点 ナ 49から17見通し線上297メートルの点 ハ 50から35見通し線上200メートルの点 ヒ 18から50見通し線上両岸の中央点 フ 19から51見通し線上両岸の中央点 ヘ 20から52見通し線上両岸の中央点 ホ 53から54見通し線上両岸の中央点 マ 54からへ見通し線とホとミを結ぶ直線との交点 ミ 21から55見通し線上両岸の中央点 ム 22から56見通し線上両岸の中央点 メ 23から57見通し線上両岸の中央点 モ 24から58見通し線上両岸の中央点 ヤ 25から59見通し線上両岸の中央点 ヨ 26から60見通し線上両岸の中央点							

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			コ 35から8見通し線上54メートルの点 サ 35から9見通し線上218メートルの点 シ 37から8見通し線上454メートルの点 ス 38から7見通し線上364メートルの点 セ 10から38見通し線上南岸の中央点 ソ 11から39見通し線上南岸の中央点 タ 12から40見通し線上南岸の中央点 チ 13から41見通し線上南岸の中央点 ツ 13から42見通し線上南岸の中央点 テ 42とトを結ぶ直線とチからツ見通し線との交点 ト 14から43見通し線上南岸の中央点 ナ 15から44見通し線上南岸の中央点 ニ 16から44見通し線上南岸の中央点 ニ 17と44を結ぶ直線とナからニ見通し線との交点 ネ 18から45見通し線上南岸の中央点 ノ 19とハを結ぶ直線と45とヒを結ぶ直線との交点 ハ 46から47見通し線上南岸の中央点 ヒ 20から48見通し線上南岸の中央点 フ 20から49見通し線上南岸の中央点 ヘ 20から50見通し線上南岸の中央点 ホ 22から51見通し線上南岸の中央点 マ 23から52見通し線上南岸の中央点 ミ 36から8見通し線と54から53見通し線との交点 ム 7から24見通し線と21から23見通し線との交点 メ 25から55見通し線上南岸の中央点 モ 26とヤを結ぶ直線と27とメを結ぶ直線との交点 ヤ 27から56見通し線上南岸の中央点							
共第86号	三重外漁業協同組合	志摩市志摩町越賀地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、基点7の各点を順次結んだ直線、基点1・ア間の両海岸線の中央線並びに基点1・7間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具、同町越賀界 基点2 志摩町越賀丸田鼻 基点3 志摩町和具三角鼻 基点4 志摩町和具座賀島船隠東鼻 基点5 志摩町越賀小浜鼻 基点6 志摩町和具座賀島船隠鼻 基点7 志摩町越賀同町御座界(馬の背) 基点8 志摩町和具トガ崎 基点9 志摩町和具座賀島松ヶ鼻 基点10 志摩町和具高崎赤ハゲ下 基点11 志摩町和具黒部島中央 ア 2から3見通し線上南岸の中央点 イ 4とアを結ぶ直線と3とウを結ぶ直線との交点 ウ 5から6見通し線上南岸の中央点 エ 8から9見通し線と10から11見通し線との交点 オ 7から4度20分636メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いたやかい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かが漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	越賀	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第87号	三重外湾漁業協同組合	志摩市志摩町越賀地先(外海)	次の基点1、ア、カ、イ、ウ、エ、オ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀、同町御座界(岩井の鼻) 基点2 志摩町越賀野々崎 基点3 志摩町越賀、同町和具界 基点4 志摩町御座御座崎 基点5 志摩町越賀字参宮浦浜2925番地 ア 1から190度20分の方位線と4から170度00分の方位線との交点 イ 2から166度20分の方位線と3から221度00分の方位線との交点 ウ 2から143度20分の方位線と3から212度40分の方位線との交点 エ 2から132度20分の方位線と3から211度50分の方位線との交点 オ 2から120度00分の方位線と3から184度50分の方位線との交点 カ 5から190度20分3.909メートルの点 キ 5から190度20分3.909メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 あめ漁業 てんぐさ漁業 ひしき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うこ漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	越賀	
共第88号	三重外湾漁業協同組合	志摩市志摩町御座地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、基点6の各点を順次結んだ直線と基点1・6間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀、同町御座界(馬の背) 基点2 志摩町御座地蔵鼻 基点3 志摩町御座御座崎 基点4 志摩町御座ヤスリ島頂上 基点5 志摩町御座丸山頂上 基点6 志摩町御座、同町越賀界(岩井の鼻) 基点7 浜島町浜島矢取島東鼻 基点8 浜島町浜島矢取島北端 基点9 浜島町浜島黒崎 基点10 浜島町南張字オハベタ山林5番地(魚見山) 基点11 南伊勢町田曾浦嶋島頂上 ア 1から 4度20分636メートルの点 イ 2から7見通し線上南岸の中央点 ウ 3から313度20分の方位線と9から181度50分の方位線との交点 エ 3から255度50分の方位線と11から163度00分の方位線との交点 オ 3から216度50分の方位線とクとエを結ぶ直線の延長線との交点 カ 4から204度20分2909メートルの点 キ 5から190度20分3345メートルの点 ク 10から185度20分の方位線と11から8見通し線との交点 ケ 6から190度20分の方位線と3から170度00分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あざり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 にしきうず漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 はばのり漁業 ひしき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うこ漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 袋待網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	御座	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			コ 35から61見通し線上両岸の中央点 サ 8と37を結ぶ直線上両岸の中央点 シ 9と38を結ぶ直線とせからス見通し線との交点 ス 9から39見通し線上両岸の中央点 セ 9から40見通し線上両岸の中央点 ソ 10から41見通し線上両岸の中央点 タ 11とゾを結ぶ直線とツから子見通し線との交点 チ 11から42見通し線上両岸の中央点 ツ 12から42見通し線上両岸の中央点 テ 13から43見通し線上両岸の中央点 ト 14から44見通し線上両岸の中央線 ナ 45から46見通し線上両岸の中央点 ニ 15から47見通し線上両岸の中央点 ノ 16から48見通し線上両岸の中央点 ネ 17から49見通し線上両岸の中央点 ノ 18から50見通し線上両岸の中央点 ハ 51から279度20分153メートルの点 ヒ 18から52見通し線上両岸の中央点 フ 19から53見通し線上両岸の中央点 ヘ ヒからフ見通し線とミからマ見通し線との交点 ホ ヘとマを結ぶ直線の中央点 マ 20から53見通し線上両岸の中央点 ミ 21から54見通し線上両岸の中央点 ム 22から55見通し線上両岸の中央点 メ 23から56見通し線上両岸の中央点 モ 24から57見通し線上両岸の中央点 ヤ 25から58見通し線上両岸の中央点 ユ 26から59見通し線上両岸の中央点 ヨ 27から60見通し線上両岸の中央点 ラ ヨとリを結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点 リ 28と60を結ぶ直線の中央点							
共第90号	三重外湾漁業協同組合	志摩市阿児町鵜方地先	次の基点1、ア、イ、基点3の各点を順次結んだ直線、基点4と5を結んだ直線並びに基点1・4間と基点3・5間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町迫子塔ヶ崎 基点2 阿児町鵜方滑島南鼻 基点3 阿児町神明町鵜方界 基点4 阿児町鵜方前川防潮水門北端 基点5 阿児町鵜方前川防潮水門南端 基点6 浜島町迫子アゼナダ鼻 ア 2から6見通し線上50メートルの点 イ 3から6見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 みる漁業 もずく漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鵜方	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第92号	三重外湾漁業協同組合	志摩市浜島町迫子地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、基点6の各点を順次結んだ直線と基点1・6間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町迫子塔ヶ崎 基点2 浜島町迫子アゼナダ鼻 基点3 浜島町迫子ヤキモチ鼻 基点4 浜島町迫子ガボの鼻 基点5 浜島町迫子番頭頂上 基点6 浜島町迫子大鼻 基点7 阿児町鵜方滑島南鼻 基点8 阿児町神明同町鵜方界 基点9 阿児町神明スノ鼻 基点10 阿児町神明賢島ソヅクラ北鼻 基点11 阿児町神明多徳島ミカ鼻 基点12 志摩町和具高崎島北鼻 ア 7から2見通し線上50メートルの点 イ 8から2見通し線上両岸の中央点 ウ 8から2見通し線上150メートルの点 エ 3から8見通し線上両岸の中央点 オ 9から4見通し線上両岸の中央点 カ 5から10見通し線上両岸の中央点 キ 5から11見通し線上両岸の中央点 ク 5とケを結ぶ直線とカとキを結ぶ直線の延長線との交点 ケ 6から12見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 いたやがい漁業 かき漁業 みる漁業 もずく漁業 いせいび漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	神明 迫子 浜島	
共第93号	三重外湾漁業協同組合	志摩市浜島町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点6の各点を順次結んだ直線、基点7と基点8を結んだ直線並びに基点1・6間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町矢取島東鼻 基点2 浜島町浜島龍ヶ崎北鼻 基点3 浜島町迫子鵜崎 基点4 浜島町迫子ゼンキリ鼻 基点5 浜島町迫子大崎 基点6 浜島町迫子大鼻 基点7 浜島町松山路松山路大橋西下流端 基点8 浜島町松山路松山路大橋東下流端 基点9 志摩町御座地蔵鼻 基点10 志摩町越賀同町御座界(馬の背) 基点11 志摩町和具トガ崎 基点12 志摩町和具座賢島松ヶ鼻 基点13 志摩町和具高崎赤ハゲ下 基点14 志摩町和具黒部島中央 基点15 志摩町和具間崎島庚申鼻 基点16 大王町船越大鼻 基点17 志摩町和具小高崎島南鼻 基点18 志摩町和具高崎島北鼻 ア 1から9見通し線上両岸の中央点 イ 10から 4度20分636メートルの点 ウ 11から12見通し線の延長線と13から14見通し線の延長線との交点 エ 16から15見通し線の延長線と2から3見通し線の延長線との交点 オ 4から14見通し線上両岸の中央点 カ 5から17見通し線上両岸の中央点 キ 6から18見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 いたやがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あおりのり漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 いせいび漁業 うに漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	迫子 塩屋 松山路 浜島	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第94号	三重外湾漁業協同組合	志摩市浜島町地先	次の基点1、基点2、ア、イ、ウ、エ、オ、基点7の各点を順次結んだ直線と基点1・7間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町浜島、南伊勢町田曾浦界 基点2 三ツ石島頂上 基点3 浜島町字南張オバベタ山林5番(魚見山) 基点4 浜島町浜島黒崎 基点5 浜島町浜島城ヶ崎(突堤基部) 基点6 浜島町矢取島北端(突堤基部) 基点7 浜島町矢取島東鼻 基点8 志摩町御座地蔵鼻 基点9 志摩町御座御座崎 基点10 南伊勢町田曾浦鵜島頂上 ア 2から134度20分696メートルの点 イ 10から6見通し線と3から185度20分の方位線との交点 ウ 10から163度00分と9から255度50分の方位線との交点 エ 4から181度50分の方位線と9から313度20分の方位線との交点 オ 7から8見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 ささえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あおのり漁業 あかもく漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ぼんだわら漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 5月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜島 南張	
共第96号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町田曾浦地先	次の基点3、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点6、基点7の各点を順次結んだ直線と基点3・7間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町飯満ミナサキ畑133番地(ハゲ) 基点2 南伊勢町中津浜浦茶臼島頂上 基点3 南伊勢町田曾浦中ツクマの鼻 基点4 南伊勢町田曾浦字三崎(三崎神社下) 基点5 南伊勢町田曾浦鵜島頂上 基点6 三ツ石島頂上 基点7 志摩市浜島町浜島、南伊勢町田曾浦界 基点8 南伊勢町飯満大島南西方小島頂上 基点9 南伊勢町相賀浦、同町磯浦界(黒崎) 基点10 南伊勢町相賀浦元山 基点11 南伊勢町相賀浦立島頂上 基点12 南伊勢町相賀浦ツト島頂上 基点13 浜島町南張オバベタ山林5番(魚見山) 基点14 志摩市浜島町浜島矢取島北端 基点15 志摩市志摩町御座御座崎 ア 1から2見通し線と3から8見通し線との交点 イ 1から2見通し線と10から9見通し線との交点 ウ 9から140度20分1,091メートルの点 エ 11から127度20分の方位線と4から12見通し線との交点 オ 4から210度50分2,900メートルの点 カ 5から163度00分の方位線と15から255度50分の方位線との交点 キ 5から14見通し線と13から185度20分の方位線との交点 ク 6から134度20分 696メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 ささえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田曾浦	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第97号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町田曾浦地先	次の基点3、ア、イ、ウ、エ、基点4の各点を順次結んだ直線と基点3・4間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町飯満ミナサキ畑133番地(ハゲ) 基点2 南伊勢町中津浜浦茶臼島頂上 基点3 南伊勢町田曾浦中ツクマの鼻 基点4 南伊勢町田曾浦字三崎(三崎神社下) 基点5 南伊勢町磯浦大島南西方小島頂上 基点6 南伊勢町相賀浦、同町磯浦界(黒崎) 基点7 南伊勢町相賀浦元山 基点8 南伊勢町相賀浦立島頂上 基点9 南伊勢町相賀浦ツモト島頂上 ア 1から2と3から5見通し線との交点 イ 1から2見通し線と7から6見通し線との交点 ウ 6から140度20分1.091メートルの点 エ 4から9見通し線と8から127度20分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田曾浦 宿浦	
共第98号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町田曾浦葛島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町田曾浦中ツクマの鼻 基点2 南伊勢町田曾浦コナ崎 基点3 南伊勢町田曾浦葛島西側中央の鼻 基点4 南伊勢町相賀浦、同町磯浦界(黒崎) 基点5 南伊勢町磯浦大島南西方小島頂上 ア 1から5見通し線上 364メートルの点 イ 1から5見通し線上 1.091メートルの点 ウ 3から4見通し線上 364メートルの点 エ 2から4見通し線上 727メートルの点 オ 2から4見通し線上 364メートルの点 カ 1とオを結ぶ直線と2とアを結ぶ直線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あおりの漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 おごりの漁業 てんぐさ漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 うに漁業 たご漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第99号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町宿浦地先	次の基点4、イ、ウ、エ、オ、基点9の各点を順次結んだ直線、基点8と基点7を結んだ直線並びに基点9・8間と基点7・4間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町飯満ミナサキ畑133番地(ハゲ) 基点2 南伊勢町中津浜浦茶臼島頂上 基点3 南伊勢町木谷目戸穴明 基点4 南伊勢町木谷種崎 基点5 南伊勢町宿浦アノキ鼻 基点6 南伊勢町宿浦マツクマエの鼻 基点7 南伊勢町宿浦大池水門右岸側 基点8 南伊勢町宿浦大池水門左岸側 基点9 南伊勢町田菅浦中ツクマの鼻 基点10 南伊勢町中津浜浦宮の鼻 基点11 南伊勢町中津浜浦平島頂上 基点12 南伊勢町礪浦飛宮島頂上 基点13 南伊勢町礪浦大島南西方小島頂上 ア 3から2見通し線上両岸の中央点 イ 4から10見通し線とアとウを結ぶ直線との交点 ウ 5から11見通し線上両岸の中央点 エ 6から12見通し線上両岸の中央点 オ 9から13見通し線と1から2見通し線との交点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あおりの漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 おこのり漁業 てんぐさ漁業 はぼのり漁業 ひじき漁業 ひるめ漁業 ふりのり漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿浦	
共第100号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町木谷及び同町宿浦の地先	次の基点3、ア、イ、ウ、エ、オ、基点8の各点を順次結んだ直線、基点7と基点6を結んだ直線並びに基点8・7間と基点6・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町飯満ミナサキ畑133番地(ハゲ) 基点2 南伊勢町中津浜浦茶臼島頂上 基点3 南伊勢町木谷目戸穴明 基点4 南伊勢町宿浦アノキ鼻 基点5 南伊勢町宿浦マツクマエの鼻 基点6 南伊勢町宿浦大池水門右岸側 基点7 南伊勢町宿浦大池水門左岸側 基点8 南伊勢町田菅浦中ツクマの鼻 基点9 南伊勢町中津浜浦、同町五ヶ所浦界(岩崎鼻) 基点10 南伊勢町中津浜浦平島頂上 基点11 南伊勢町礪浦飛宮島頂上 基点12 南伊勢町礪浦大島南西方小島頂上 ア 3と9を結ぶ直線とウからイ見通し線との交点 イ 3から2見通し線上両岸の中央点 ウ 4から10見通し線上両岸の中央点 エ 5から11見通し線上両岸の中央点 オ 8から12見通し線と1から2見通し線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第101号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町木谷地先	次の基点1、ア、エ、カ、キ、ク、基点5の各点を順次結んだ直線と基点1・5間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷目戸穴明 基点2 南伊勢町木谷栃木鼻西鼻南西端 基点3 南伊勢町木谷栃木鼻東鼻南端 基点4 南伊勢町木谷泊浜石西端 基点5 南伊勢町木谷、同町宿浦界 基点6 南伊勢町宿浦和平鼻北端 基点7 南伊勢町宿浦和平鼻西鼻 基点8 南伊勢町宿浦穴明東鼻北端 基点9 南伊勢町宿浦アノキ鼻 基点10 南伊勢町中津浜浦、同町五ヶ所浦界 基点11 南伊勢町中津浜浦茶臼島頂上 基点12 南伊勢町中津浜浦平島頂上 ア 1と10を結ぶ直線とイトウを結ぶ直線の延長線との交点 イ 1から11見通し線上両岸の中央点 ウ 9から12見通し線上両岸の中央点 エ オとカを結ぶ直線の延長線とイトウを結ぶ直線との交点 オ 2から249度20分309メートルの点 カ 2から8見通し線上両岸の中央点 キ 3から7見通し線上両岸の中央点 ク 4から6見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) いたやがい漁業 かき漁業 あまのり漁業 はばのり漁業 ひしき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 うこ漁業 えむし漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿浦 神原 五ヶ所浦	
共第102号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町木谷地先	次の基点1、ア、エ、カ、キ、ク、基点5の各点を順次結んだ直線と基点1・5間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷目戸穴明 基点2 南伊勢町木谷栃木鼻西鼻南西端 基点3 南伊勢町木谷栃木鼻東鼻南端 基点4 南伊勢町木谷泊浜石西端 基点5 南伊勢町木谷、同町宿浦界 基点6 南伊勢町宿浦和平鼻北端 基点7 南伊勢町宿浦和平鼻西鼻 基点8 南伊勢町宿浦穴明東鼻北端 基点9 南伊勢町宿浦アノキ鼻 基点10 南伊勢町中津浜浦、同町五ヶ所浦界 基点11 南伊勢町中津浜浦茶臼島頂上 基点12 南伊勢町中津浜浦平島頂上 ア 1と10を結ぶ直線とイトウを結ぶ直線の延長線との交点 イ 1から11見通し線上両岸の中央点 ウ 9から12見通し線上両岸の中央点 エ オとカを結ぶ直線の延長線とイトウを結ぶ直線との交点 オ 2から249度20分309メートルの点 カ 2から8見通し線上両岸の中央点 キ 3から7見通し線上両岸の中央点 ク 4から6見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神原 五ヶ所浦	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第106号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町船越地先	次の基点1、ア、基点2の各点を順次結んだ直線、基点9、イ、ウ、エ、基点6、基点5の各点を順次結んだ直線並びに基点1・9間と基点2・5間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町内瀬シオハリ島の鼻 基点2 南伊勢町内瀬、同町船越界 基点3 南伊勢町船越負石 基点4 南伊勢町船越小切鼻(長田鼻) 基点5 南伊勢町船越、同町中津浜浦界(外崎) 基点6 南伊勢町中津浜浦外崎沖合カリ島頂上 基点7 南伊勢町追間浦道瀬鼻 基点8 南伊勢町追間浦ギツコの鼻(サウラの鼻) 基点9 南伊勢町追間、同町内瀬界(割神) ア 2から174度00分の方位線上両岸の中央点 イ 3から9見通し線上両岸の中央点 ウ 4から8見通し線上両岸の中央点 エ 6から7見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 あおりの漁業 おごりの漁業 ひじき漁業 ひるめ漁業 ふりの漁業 もずく漁業 いせえび漁業 うこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南勢船越 磯浦	
共第107号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町内瀬浦地先	次の基点1、ア、基点3の各点を順次結んだ直線、基点2とイを結んだ直線並びに基点1・イ間と基点2・3間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町内瀬シオハリ島の鼻 基点2 南伊勢町内瀬内瀬大橋北詰下流端 基点3 南伊勢町内瀬、同町船越界 ア 3から174度00分の方位線上両岸の中央点 イ 2から140度00分の方位線と対岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 しじみ漁業 あおりの漁業 おごりの漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	内瀬浦	
共第108号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町追間浦地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点8の各点を順次結んだ直線と基点1・8間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町磯浦、同町追間浦界(ソモ崎) 基点2 南伊勢町磯浦平石鼻 基点3 南伊勢町磯浦飛宮島頂上 基点4 南伊勢町中津浜浦の鼻 基点5 南伊勢町中津浜浦外崎沖合カリ島頂上 基点6 南伊勢町船越小切鼻(長田鼻) 基点7 南伊勢町船越負石 基点8 南伊勢町追間浦、同町内瀬界(割神) 基点9 南伊勢町追間浦ギツコの鼻 基点10 南伊勢町追間浦道瀬鼻 基点11 南伊勢町追間浦大瀬 基点12 南伊勢町追間浦半の谷中鼻 ア 1から12見通し線上両岸の中央点 イ 2から11見通し線上両岸の中央点 ウ 3とエを結ぶ直線とイと4を結ぶ直線との交点 エ 5から10見通し線上両岸の中央点 オ 6から9見通し線上両岸の中央点 カ 8から7見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あまのり漁業 おごりの漁業 ひじき漁業 ふりの漁業 みる漁業 いせえび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	追間浦	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第112号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町礪浦地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、カ、キ、基点4の各点を順次結んだ直線と基点1・4間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町相賀浦、同町礪浦界(黒崎) 基点2 南伊勢町礪浦飛宮島頂上 基点3 南伊勢町礪浦平石鼻 基点4 南伊勢町礪浦、同町追間浦界(ソモ崎) 基点5 南伊勢町追間浦芋の谷中鼻 基点6 南伊勢町追間浦大瀬 基点7 南伊勢町追間浦道瀬鼻 基点8 南伊勢町中津浜浦外崎沖合カリ島頂上 基点9 南伊勢町中津浜浦洲の鼻 基点10 南伊勢町飯満ミナサキ畑133番地(大ハゲ) 基点11 南伊勢町中津浜浦茶臼島頂上 基点12 南伊勢町宿浦マツクマエの鼻 基点13 南伊勢町相賀浦元山 ア 1から139度20分1.091メートルの点 イ 10から11見通し線と13から1見通し線との交点 ウ 2から12見通し線と10から11見通し線との交点 エ 2とオを結ぶ直線と9とカを結ぶ直線との交点 オ 8から7見通し線上両岸の中央点 カ 3から6見通し線上両岸の中央点 キ 4から5見通し線上両岸の中央点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あらめ漁業 おごり漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	礪浦	
共第113号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町相賀浦地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点6の各点を順次結んだ直線、基点4と基点5を結んだ直線並びに基点1・4間、基点5・6間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町相賀浦網代北水落 基点2 南伊勢町相賀浦網代地先ツツト島頂上 基点3 南伊勢町相賀浦業山立石頂上 基点4 南伊勢町相賀浦河内脇相生橋西の橋台 基点5 南伊勢町相賀浦河内脇相生橋東の橋台 基点6 南伊勢町相賀浦、同町礪浦界(黒崎) 基点7 南伊勢町田管浦三崎(三崎神社下) ア 1から92度20分の方位線と2から302度50分の方位線との交点 イ アから2見通し線上1,450メートルの点 ウ 2と7を結ぶ直線と3から127度20分の方位線との交点 エ 6から139度20分1.091メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業 (第三種共同漁業) 鯛付漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	相賀浦	
共第114号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町相賀浦及び南伊勢町道行籠地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行籠元の谷野島 基点2 南伊勢町相賀浦網代地先ツツト島頂上 基点3 南伊勢町相賀浦網代北水落 ア 1から170度20分545メートルの点 イ ウから122度50分910メートルの点 ウ 2から302度50分の方位線と3から92度20分の方位線との交	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	相賀浦	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第115号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町相賀浦及び南伊勢町道行龍地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町大方龍元の谷野島 基点2 南伊勢町相賀浦網代地先ツモト島頂上 基点3 南伊勢町相賀浦網代北水落 ア 1から170度20分2.182メートルの点 イ ウから122度50分1.818メートルの点 ウ 2から302度50分の方位線と3から92度20分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひるめ漁業 ふのり漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	相賀浦 阿曾浦	
共第116号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町道行龍及び同町大方龍地先	次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行龍元の谷野島 基点2 南伊勢町大方龍金石 ア 1から170度20分545メートルの点 イ 2から126度20分720メートルの点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	阿曾浦 相賀浦	
共第117号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町阿曾浦地先	次の基点5、ア、基点6の各点を順次結んだ直線、イ、基点8、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、基点13の各点を順次結んだ直線並びに基点5・13間と基点6・7・イ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行龍見島フカマの鼻 基点2 南伊勢町大石頂上 基点3 堤野島(南伊勢町龍浦同町龍柄浦界付近)頂上 基点4 南伊勢町龍柄浦湊間山 基点5 南伊勢町道行龍仙戸子鼻 基点6 南伊勢町龍柄浦中の磯中の浜 基点7 南伊勢町龍柄浦中の磯北端 基点8 南伊勢町龍柄浦中の磯赤鼻頂上 基点9 南伊勢町阿曾浦ハリマの鼻頂上 基点10 南伊勢町阿曾浦オハバの鼻 基点11 南伊勢町大方龍筆島南端 基点12 南伊勢町道行龍水谷 基点13 南伊勢町道行龍元の谷野島 ア 5から215度42分の方位線と6から319度23分の方位線との交点 イ 8から63度54分の方位線と陸岸との交点 ウ 3から9見通し線と8から223度20分の方位線との交点 エ 3から9見通し線と4から178度20分の方位線との交点 オ 2から89度50分の方位線と4から178度20分の方位線との交点 カ 4から177度20分の方位線と10から235度50分の方位線との交点 キ 1から138度20分の方位線と4から176度20分の方位線との交点 ク 11から174度20分1.818メートルの点 ケ 12から179度20分2.727メートルの点 コ 13から170度20分2.182メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あざり漁業 あわび漁業 いたやがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 にしきうず漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひるめ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	阿曾浦	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第118号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町榑柄浦道方界から道方チヂ鼻に至る間及び榑柄浦中の磯西側地先	次の基点1、ア、基点4、ウの各点を順次結んだ直線、基点3、イ、基点2の各点を順次結んだ直線並びに基点1・2間と基点3・ウ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町榑柄浦、同町道方界 基点2 南伊勢町道方仙戸チヂ鼻 基点3 南伊勢町榑柄浦中の磯中の浜 基点4 南伊勢町榑柄浦中の磯赤鼻頂上 基点5 南伊勢町阿曾浦ハリマ鼻 ア 1から5見通し線と4から223度20分の方位線との交点 イ 2から215度42分の方位線と3から319度23分の方位線との交点 ウ 4から63度54分の方位線と対岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	阿曾浦 榑柄浦	
共第119号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町榑柄浦地先	次の基点1、基点2、ア、イ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町榑浦、同町榑柄浦界 基点2 境界島(南伊勢町榑浦同町榑柄浦界付近)頂上 基点3 南伊勢町榑柄浦、同町道方界 基点4 南伊勢町榑柄浦中の磯赤鼻頂上 基点5 南伊勢町阿曾浦ハリマ鼻 ア 2から5見通し線と4から223度20分の方位線との交点 イ 3から5見通し線と4から223度20分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	榑柄浦	
共第120号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町榑浦地先	次のイ、基点2、ウ、エ、オ、カ、キ、基点5、基点6の各点を順次結んだ直線、基点1とアを結んだ直線並びにア・基点6間と基点1・イ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行籠見江島船越間(北鼻) 基点2 南伊勢町道行籠味噌島東端 基点3 南伊勢町道行籠フカマの鼻 基点4 南伊勢町道行籠大石頂上 基点5 南伊勢町境界島(南伊勢町榑浦榑柄浦境界付近)頂上 基点6 南伊勢町榑浦、同町榑柄浦界 基点7 南伊勢町榑柄浦浅間山 基点8 南伊勢町阿曾浦ハリマ鼻 基点9 南伊勢町阿曾浦オハバの鼻 ア 1から325度20分の方位線と対岸との交点 イ 2から 36度20分の方位線と対岸との交点 ウ 2から176度20分636メートルの点 エ 3から138度20分の方位線と7から176度20分の方位線との交点 オ 7から177度20分の方位線と9から235度50分の方位線との交点 カ 4から 89度50分の方位線と7から178度20分の方位線との交点 キ 5から8見通し線と7から178度20分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	榑浦	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第123号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町方座浦地先	次のア、基点1、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線、基点2とエを結んだ直線並びにア・エ間と基点2・3間(定小山の東側)の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町小方竈赤島頂上 基点2 南伊勢町方座浦、同町神前浦界(定小山北側) 基点3 南伊勢町方座浦、同町神前浦界(定小山南側) ア 1から335度00分の方位線と陸岸との交点 イ 1から177度00分1,091メートルの点 ウ 3から157度20分1,818メートルの点 エ 2から326度20分の方位線と陸岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あおりの漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひるめ漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 いせいび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 6月1日から3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	方座浦	
共第124号	三重外湾漁業協同組合	度会郡南伊勢町古和浦地先	次のア、基点1、イ、ウ、エ、オ、基点3、カの各点を順次結んだ直線とア・カ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町新桑竈芦浜座島中央 基点2 大紀町錦芦浜横島中央 基点3 南伊勢町小方竈赤島頂上 ア 1から 6度00分の方位線と陸岸との交点 イ 1から159度10分の方位線と2から72度20分の方位線との交点 ウ 2から155度30分 91メートルの点 エ 2から155度30分2,000メートルの点 オ 3から177度00分1,091メートルの点 カ 3から335度00分の方位線と陸岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あおりの漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 いせいび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	古和浦	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第128号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町大島及び小サバル島地先	次の基点1、基点2、ア、イ、ウ、基点4、基点5、基点6の各点を順次結んだ直線、基点7と基点8を結んだ直線並びに基点1・8間と基点7・6間(大島西側)の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町大島稲船岬 基点2 紀北町大島稲船岬先小島頂上 基点3 紀北町小サバル島頂上 基点4 紀北町大島付属平島頂上 基点5 紀北町大島二本岬先小島頂上 基点6 紀北町大島二本岬 基点7 紀北町大島カンヌキ岬 基点8 紀北町大島ババ岬 ア 2から174度10分150メートルの点 イ 3から182度10分240メートルの点 ウ 4から247度10分240メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 あかもぐ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 いせえび漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長島町 島勝	
共第129号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町海野地先	次の基点1と基点2、基点3と基点4を各々結んだ直線、基点5、基点6、ア、イ、基点7の各点を順次結んだ直線並びに基点2・3間(西側)、基点4・5間(西側)、基点1・7間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町海野、同長島界 基点2 紀北町大エスキ島本島内鼻 基点3 紀北町大エスキ島本島南端 基点4 紀北町大エスキ島南礁北端 基点5 紀北町大エスキ島南礁外鼻 基点6 紀北町イジマ中央 基点7 紀北町古里、同道瀬界 基点8 紀北町大島付属平島頂上 ア 6から8見通し線上 720メートルの点 イ 7から148度00分2,320メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 にしきうず漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	海野	
共第130号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町道瀬地先	次の基点1、ア、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町道瀬、同古里界(佐南鼻) 基点2 紀北町道瀬、同三浦界(かば鼻) 基点3 紀北町大島本島南西端 ア 1から148度00分の方位線と2から3見通し線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 10月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	道瀬	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第131号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町三浦地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点2・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町道瀬浦、同三浦界(かば鼻) 基点2 旧紀伊長島町、旧海山町界(牛ヶ鼻) 基点3 紀北町道瀬、同古里界(佐甫鼻) 基点4 紀北町大島本島南西端 基点5 紀北町木生島(黒島)頂上 ア 1から4見通し線上980メートルの点 イ 3から148度00分2,320メートルの点 ウ 2から5見通し線上350メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひるめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 打網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三浦	
共第132号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町三浦及び紀北町白浦沖合	次の基点1、ア、イ、ウ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町大島付属平島頂上 基点2 旧紀伊長島町、旧海山町界(牛ヶ鼻) 基点3 紀北町白浦、同島勝界 基点4 紀北町木生島(黒島)頂上 基点5 紀北町イジマ中央 ア 1から3見通し線と2から4見通し線との交点 イ 2から4見通し線上350メートルの点 ウ 1から5見通し線上2,090メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 いせえび漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	海野 道瀬 三浦 白浦	
共第133号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町白浦地先	次の基点1、ア、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 旧海山町、旧紀伊長島町界(牛ヶ鼻) 基点2 紀北町島勝、同白浦界 基点3 紀北町木生島(黒島)頂上 基点4 紀北町大島付属平島頂上 ア 1から3見通し線と2から4見通し線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひるめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	白浦	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第134号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町島勝浦地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町島勝浦、同白浦界 基点2 紀北町島勝浦二又島東端 基点3 尾鷲市須賀利町字大池山江戸鼻 基点4 紀北町大島付属平島頂上 ア 1から4見通し線上2,000メートルの点 イ 2から86度00分1,250メートルの点 ウ 3から100度10分 750メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いけい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あまのり漁業 あめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひるめ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島勝	
共第135号	三重外湾漁業協同組合	尾鷲市須賀利町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点3・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市須賀利町字大池山江戸鼻石柱 基点2 尾鷲市須賀利町尾南曾鼻基標 基点3 尾鷲市須賀利町・紀北町引本浦界(尾輪崎基標) ア 1から100度10分 750メートルの点 イ 1から174度10分2,000メートルの点 ウ 2から174度10分 400メートルの点 エ 3から214度10分 500メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あおのり漁業 あまのり漁業 あめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひるめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業 (第三種共同漁業) 築磯漁業 銅付漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須賀利	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第136号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町引本浦地先	次の基点1、ア、イ、基点4の各点を順次結んだ直線、基点3と基点2を結んだ直線並びに基点2・1間と基点4・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦・尾鷲市須賀利町界(尾輪崎基標) 基点2 紀北町引本浦、同矢口浦界(城腰) 基点3 紀北町引本浦、同矢口浦界(生熊) 基点4 紀北町引本浦、同相賀界 基点5 尾鷲市南浦裸島(投石)頂上 ア 1から214度10分の方位線と4から5見通し線との交点 イ 4から156度40分150メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 にしきうず漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業 銅付漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	引本浦	
共第137号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町矢口浦地先	次の基点1と基点2を結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦、同矢口浦界(城腰) 基点2 紀北町引本浦、同矢口浦界(生熊)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 いせえび漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から10月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	矢口浦	
共第138号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町相賀地先(通称白石湖及び銚子川口の一部)	次の基点1とア、基点2と基点3、基点4と基点5、基点6と基点7、基点8とイを各々結んだ直線並びに基点1・2間、基点3・5間、基点4・7間、基点6・8間、点イ・ア間の湖岸線並びに河岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦、同相賀界 基点2 紀北町小浦字境目谷、同相賀へタ界 基点3 紀北町相賀字ハゼガ谷、同小浦字番屋尾界 基点4 紀北町相賀字見橋南詰下流端 基点5 紀北町相賀字見橋北詰下流端 基点6 紀北町相賀JR紀勢本線銚子川鉄橋南詰下流端 基点7 紀北町相賀JR紀勢本線銚子川鉄橋北詰下流端 基点8 紀北町小山浦海山海岸堤防北端 ア 1から156度40分の方位線と高浜海岸最大高潮時海岸線との交点 イ 8から78度30分の方位線と高浜海岸最大高潮時海岸線との交点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 あおのり漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	渡利	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第139号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町小山川浦地先	次のア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点5とエを結んだ直線並びに基点3・5間と点エ・ア間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦、同相賀界 基点2 紀北町小山川浦ミノ石の頂上 基点3 尾鷲市大字南浦字小渡鹿エボシ岩頂上 基点4 尾鷲市南浦裸島(投石)頂上 基点5 紀北町小山川浦海山海岸堤防北端 ア 1から156度40分の方位線と高浜海岸最大高潮時海岸線との交点 イ 1から4の見通し線と2から126度00分の方位線との交点 ウ 2から83度00分90メートルの点 エ 5から78度30分の方位線と高浜海岸最大高潮時海岸線との交点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 にしきうず漁業 ほらかい漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 いせえび漁業 たご漁業 なまこ漁業 かめのて漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小山川	
共第140号	三重外湾漁業協同組合	尾鷲市天満浦、大菅根浦、行野浦地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点11の各点を順次結んだ直線、基点9、エ、基点6、基点5、基点4、基点3の各点を順次結んだ直線、基点14、コ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点15、基点16の各点を順次結んだ直線並びに基点1・14間、基点18・3間、基点9・11間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市南浦字小渡鹿エボシ岩頂上 基点2 紀北町小山川浦ミノ石の頂上 基点3 尾鷲市大字大菅根浦、同市大字行野浦界 基点4 尾鷲市大字大菅根浦地の株北鼻 基点5 尾鷲市大字行野浦鬼ヶ島東端 基点6 尾鷲市大字行野浦字松島北鼻 基点7 尾鷲市大字行野浦字松島中鼻 基点8 尾鷲市大字行野浦字松島東鼻 基点9 尾鷲市大字行野浦字松本元松本鼻 基点10 尾鷲市大字南浦狭頭島附属あご島頂上 基点11 尾鷲市大字行野浦字毛浜白浜伸石 基点12 尾鷲市九鬼町、同市大字行野浦界 基点13 尾鷲港第二防波堤灯台 基点14 尾鷲市瀬木山町中川左岸堤防東角 基点15 尾鷲市大字向井弁財島頂上 基点16 尾鷲市大字向井空谷川川口中央 基点17 尾鷲市大字大菅根浦カシ鼻 基点18 尾鷲市大字南浦小渡鹿 基点19 尾鷲市大字南浦佐波留島北の鼻 基点20 尾鷲市須賀利町寺島西穴西端 ア 2から83度00分90メートルの点 イ 12から20見通し線と10から59度10分の方位線との交点 ウ 12から20見通し線と11から111度13分の方位線との交点 エ 9から8見通し線と6から7見通し線との交点 オ 13と19を結ぶ直線上13から45メートルの点 カ 17と18を結ぶ直線と13と19を結ぶ直線との交点 キ 17と18を結ぶ直線上17から120メートルの点 ク 15から33度24分297メートルの点 ケ 15から270度00分146メートルの点 コ 14から74度45分300メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾鷲 大菅根	
共第141号	三重外湾漁業協同組合	尾鷲市大字行野浦字松本地先	次の基点1、基点2、基点3、基点4、ア、基点7の各点を順次結んだ直線と基点7・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市大字大菅根浦、同市大字行野浦界 基点2 尾鷲市大字大菅根浦地の株北鼻 基点3 尾鷲市大字行野浦鬼ヶ島東端 基点4 尾鷲市大字行野浦字松島北鼻 基点5 尾鷲市大字行野浦字松島中鼻 基点6 尾鷲市大字行野浦字松島東鼻 基点7 尾鷲市大字行野浦字松本元松本鼻 ア 7から6見通し線と4から5見通し線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 いせえび漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	行野浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第142号	三重外湾漁業協同組合	尾鷲市大字行野浦 (元行野地先)	次の基点1、ア、基点2の各点を順次結んだ直線と基点2・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市大字行野浦宇毛尻白浜中石 基点2 尾鷲市九鬼町、同市大字行野浦界 基点3 尾鷲市須賀利町寺島西穴西端 ア 2から3見通し線と1から111度13分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 いせえび漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	行野浦	
共第143号	三重外湾漁業協同組合	尾鷲市九鬼町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点5の各点を順次結んだ直線と基点5・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市九鬼町、同市大字行野浦界 基点2 尾鷲市九鬼町字長配の岩頂の石柱 基点3 尾鷲市九鬼町九木岬 基点4 尾鷲市九鬼町奈佐岬 基点5 尾鷲市九鬼町、同市早田町界 基点6 尾鷲市須賀利町寺島西穴西端 ア 1から6見通し線上500メートルの点 イ 2から39度10分500メートルの点 ウ 3から84度10分500メートルの点 エ 3から114度10分500メートルの点 オ 4から84度10分400メートルの点 カ 5から104度10分750メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	九鬼	
共第144号	三重外湾漁業協同組合	尾鷲市早田町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点2・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市九鬼町、同市早田町界 基点2 尾鷲市早田町、同市盛松界 ア 1から104度10分750メートルの点 イ 2から84度10分500メートルの点 ウ 2から128度10分640メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひろめ漁業 いせえび漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	早田	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第145号	三重外湾漁業協同組合	尾鷲市盛松カベ山地先	次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点2・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市盛松、同市早田町界 基点2 尾鷲市盛松カベ山三木崎オリツギ崎 ア 1から128度10分640メートルの点 イ 2から115度10分544メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	早田 三木浦	
共第146号	三重外湾漁業協同組合	尾鷲市盛松同市三木浦町及び同市三木里町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点7の各点を順次結んだ直線と基点7・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市盛松カベ山三木崎オリツギ崎 基点2 尾鷲市盛松神ノ島頂上 基点3 尾鷲市盛松ソコフ沖島頂上 基点4 尾鷲市盛松字戸丸戸丸崎 基点5 尾鷲市三木浦町、同市盛松界 基点6 尾鷲市三木浦町、同市小脇町界 基点7 尾鷲市三木里町、同市古江町界 基点8 尾鷲市梶賀町ドンビ石鼻 基点9 尾鷲市曾根町、同市梶賀町界(小杉鼻) ア 1から115度10分544メートルの点 イ 2から174度10分363メートルの点 ウ 3から174度10分545メートルの点 エ 4から174度10分545メートルの点 オ 4から8見通し線上545メートルの点 カ 5から272度10分490メートルの点 キ 6から9見通し線上454メートルの点 ク 6から9見通し線と7から124度10分の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三木浦	
共第147号	三重外湾漁業協同組合	尾鷲市古江町同市賀田町及び同市曾根町地先	次の基点1、ア、基点2の各点を順次結んだ直線、基点3、イ、ウ、エ、基点5の各点を順次結んだ直線並びに基点1・3間と基点5・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市古江町、同市三木里町界 基点2 尾鷲市曾根町、同市梶賀町界(小杉鼻) 基点3 尾鷲市賀田町賀田港岸壁北角 基点4 尾鷲市賀田町賀田港岸壁南角 基点5 尾鷲市賀田町賀田港物揚場東先端角 ア 1から124度10分の方位線と2から17度10分の方位線との交点 イ 4から92度230メートルの点 ウ 4から140度156メートルの点 エ 4から202度30分75メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あおのり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	古江 曾根浦	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第148号	三重外湾漁業協同組合	尾鷲市梶賀町地先	次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点2・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市梶賀町、同市曾根町界(小杉鼻) 基点2 熊野市・尾鷲市界の基標(神須の鼻小鼻ズロウ) ア 1から17度10分 500メートルの点 イ 2から110度10分1,100メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	梶賀浦	
共第149号	熊野漁業協同組合	熊野市須野町から同市二木島町に至る地先	次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点2・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊野市・尾鷲市界の基標(神須の鼻小鼻ズロウ) 基点2 熊野市遊木町いなづか鼻 ア 1から110度10分1,100メートルの点 イ 2から145度10分 500メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ひじき漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 つぼ網漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	二木島 甫母須野	
共第150号	熊野漁業協同組合	熊野市遊木町及び波田須町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点5の各点を順次結んだ直線、基点3と基点4を結んだ直線並びに基点1・3間、基点4・5間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊野市遊木町いなづか鼻 基点2 熊野市遊木町遊木戸島頂上 基点3 熊野市遊木町、同市新鹿町界 基点4 熊野市波田須町、同市新鹿町界(矢口鼻) 基点5 熊野市波田須町、同市磯崎町界 ア 1から145度10分 500メートルの点 イ 2から174度10分 500メートルの点 ウ 5から 67度10分1,400メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 ひじき漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	遊木浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第151号	熊野漁業協同組合	熊野市新鹿町地先	次の基点1と基点2を結んだ直線及び基点2・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊野市遊木町、同市新鹿町界 基点2 熊野市新鹿町、同市波田須町界(矢口鼻)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	新鹿浦	
共第152号	熊野漁業協同組合	熊野市磯崎町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点4の各点を順次結んだ直線、基点5、オ、カ、キ、基点6の各点を順次結んだ直線並びに基点1・6間と基点4・5間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊野市磯崎町、同市波田須町界 基点2 熊野市磯崎町鈴ヶ島頂上 基点3 魔見ヶ島頂の石柱 基点4 熊野市大泊町地儀松ヶ崎 基点5 熊野市大泊町松ヶ崎木本港防波堤基部 基点6 熊野市大泊町松ヶ崎木本港堤防上漁業権基標 ア 1から67度10分1,000メートルの点 イ 2から76度10分 450メートルの点 ウ 3から164度10分 350メートルの点 エ 4から150度10分1,800メートルの点 オ 5から70度00分 100メートルの点 カ 6から70度00分 250メートルの点 キ 6から47度30分 210メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	磯崎	
共第154号	熊野漁業協同組合	熊野市木本町同市有馬町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ直線と基点1・カ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊野市大泊町地儀松ヶ崎 基点2 魔見ヶ島頂の石柱 基点3 熊野市木本町、同市井戸町界の石柱 基点4 熊野市有馬町、同市井戸町の岸頂 基点5 御浜町志原志原川右岸志原橋附近の標柱 ア 1から150度10分1,800メートルの点 イ 2から141度10分 900メートルの点 ウ 3から124度40分3,000メートルの点 エ 4から124度40分3,000メートルの点 オ カから106度10分3,000メートルの点 カ 5から151度10分 207メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にしきうず漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 釜漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	団体	木本	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第155号	紀南漁業協同組合	南牟婁郡御浜町地先	次のア、イ、ウ、エ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点3・ア間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 御浜町志原志原川右岸志原橋附近の標柱 基点2 御浜町下市木、同町阿田和界の松立木 (根本標木) 基点3 御浜町、紀宝町境界石柱 ア 1から151度10分 207メートルの点 イ アから106度10分3.000メートルの点 ウ 2から105度10分3.050メートルの点 エ 3から105度10分3.100メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 たご漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業 かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	阿田和	
共第156号	紀南漁業協同組合	南牟婁郡紀宝町井田地先	次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点2・1間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀宝町井田御浜町阿田和界の石柱 基点2 紀宝町井田地内紀宝海岸(井田地区海岸)堤防上の漁業権 基標 ア 1から105度10分3.100メートルの点 イ 2から105度10分3.017メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	井田	
共第157号	三重外海漁業協同組合	北牟婁郡紀北町島勝浦地先	次のイ、ウ、エ、イの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町島勝浦、同白浦界 基点2 紀北町島勝浦二又東端 基点3 尾鷲市須賀利町字大池山江戸鼻 基点4 紀北町大島付属平島頂上 ア 1から4見通し線上 2,000メートルの点 イ 2から 86度00分1,250メートルの点 ウ 3から100度10分 750メートルの点 エ アとイを結ぶ直線の延長線上イから1,480メートルの点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	島勝	
共第158号	三重外海漁業協同組合	北牟婁郡紀北町小浦地先	次の基点1と基点2を結んだ直線及び基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町小浦字境目谷、同相賀字ヘタ界 基点2 紀北町相賀字ハセガ谷、同小浦字番屋尾界	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) かき漁業 もずく漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	引本浦	
共第161号	三重外海漁業協同組合	北牟婁郡紀北町長島地先	次のアを中心とした半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点1 紀北町大島福船岬 ア 1から133度00分2,000メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 鯛付漁業	(第三種共同漁業) 10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長島町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第162号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町長島地先	次のアを中心とした半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点1 紀北町大島福船岬 ア 1から146度00分2,000メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 鯛付漁業	(第三種共同漁業) 10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長島町	
共第166号	三重外湾漁業協同組合	北牟婁郡紀北町小山浦地先	次のア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点5とエを結んだ直線並びに基点3・5間と点エ・ア間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦、同相賀界 基点2 紀北町小山浦ミノ石の頂上 基点3 尾鷲市大字南浦字小渡鹿エボシ岩頂上 基点4 尾鷲市南浦裸島(投石)頂上 基点5 紀北町小山浦海山海岸堤防北端 ア 1から156度40分の方位線と高浜海岸最大高潮時海岸線との交点 イ 1から4の見通し線と2から126度00分の方位線との交点	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 建網漁業 小型定置漁業 かご漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	引本浦、小山浦	
共第167号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市桃取町地先	次のア及びイを中心とした半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市桃取町浮島西ヶ崎 基点2 鳥羽市桃取町牛島火ヶ崎 ア 1から337度20分535メートルの点 イ 2から 6度00分2,660メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	桃取町	
共第168号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市答志町地先	次のアを中心とした半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市答志町黒崎 ア 1から330度40分2,660メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 築磯漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	答志	
共第169号	鳥羽機部漁業協同組合	鳥羽市答志町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽市答志町小築海島頂上 ア 1から 43度50分2,840メートルの点 イ 1から 53度50分2,865メートルの点 ウ 1から 62度30分1,530メートルの点 エ 1から 79度20分1,670メートルの点 オ 1から119度10分870メートルの点 カ 1から359度50分590メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 鯛付漁業	(第三種共同漁業) 11月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	答志	